



昭和十五年十二月

臺灣總督府
內務局主管

土木事業概要

機密圖書	圖書	番號	一五
		內閣官房總務課	

非公表物

臺灣總督府內務局土木課

001



内閣文庫	
和書	一冊
八三四五号	



513
4

凡 例

- 一 本書は臺灣總督府内務局主管に屬する土木事業の概要を記述せるもので、交通局の主管に屬する鐵道、道路、港灣、橋梁、運河、電氣、瓦斯及び官房營繕課主管の營繕に關する土木事業は之を含まぬ。
- 一 本書は昭和十四年度のものを主とするが最近の調査あるものは努めて之を収録することとした。

昭和十五年十二月

臺灣總督府内務局土木課

臺灣總督府
內務局主管

土木事業概要 目次

總 說

第一章 內務局主管の土木行政

第二章 河川事業

第一節 沿革

一 河川調査

二 河川工事

三 維持工事

四 砂防工事

第二節 河川水害

第三節 河川工事費

第四節 工事の効果

一 利益の豫想

二 利益の實例

第五節 直轄治水工事

一 下淡水溪

一
三
五
六
九
六
六
三
三
二
二
一〇
一六
一四
三
三
三〇
二七
二七
三三

二	宜蘭濁水溪	三
三	烏溪	三
四	曾文溪	三
五	頭前溪	三
六	林邊溪	三
七	北港溪	三
八	八掌溪	三
九	阿公店溪	三
一〇	宜蘭濁水溪維持工事	三
一一	下淡水溪維持工事	三
一二	烏溪維持工事	三
一三	曾文溪維持工事	三
第六節	河川と灌漑	三
第七節	河川と法令	三
第三章	水利事業	三
第一節	沿革	三
第二節	埤圳と法令	三
一	公共埤圳	三

二	官設埤圳	三
三	水利組合	三
四	認定外埤圳	三
第三節	水利事業の助成	三
一	低利資金の供給	三
二	國庫補助金下附	三
三	灌漑排水事業計畫調査	三
四	水利統制調査	三
五	土地改良關係法令の制定	三
六	十一箇年土地改良事業計畫	三
七	十箇年土地改良事業調査	三
八	鹽埔三星兩地方土地改良事業	三
九	昭和十六年度増産土地改良事業	三
第四節	水利團體現況	三
一	水利團體歳入出豫算總括	三
二	水利組合歳入出豫算	三
三	公共埤圳組合歳入出豫算	三
四	地方別水利團體組合費賦課率	三
五	利率別水利團體借入金現在額	三



第五節 嘉南大圳	三〇
一 概況	三〇
二 組合財政の現状	三〇

第四章 上水道事業

第一節 沿革及び概要	三九
第二節 現況及び豫想	三九
一 既設水道	三九
二 現在擴張工事中の水道	四〇
三 近く擴張著手豫定の水道	四〇
四 將來擴張及新設を要する水道	四〇
五 本島總人口と水道計畫給水人口との比較表	四〇
第三節 水道と法令	四一
第四節 主要水道の概況	四一
一 臺北水道	四一
二 基隆水道	四二
三 宜蘭水道	四二
四 新竹水道	四二
五 臺中水道	四二

六 彰化水道	四二
七 臺南水道	四三
八 嘉義水道	四三
九 高雄水道	四四
一〇 屏東水道	四五
一一 臺東水道	四七
一二 花蓮港水道	四九
一三 馬公水道	五〇

第五章 都市計畫事業

第一節 沿革	五二
第二節 都市計畫と法令	五二
第三節 都市計畫の施行	五二
第四節 主要市街の概況	五二
一 臺北市	五二
二 基隆市	五三
三 宜蘭市	五三
四 新竹市	五三
五 臺中市	五三

六	彰化市	一四二
七	臺南市	一四三
八	嘉義市	一四四
九	高雄市	一四六
一〇	屏東市	一四七
一一	花蓮港市	一四九
一二	震災地都市計畫	一五〇
第五節	市街地公園	一五〇
第六章	國立公園事業	一五五

臺灣總督府 土木事業概要

内務局主管

總 說

往昔臺灣は清國難治の一島嶼として殆ど放擲せられたる状態にあつた。島内の秩序容易に定まらず寇賊横行し掠奪隨所に行はれ福建廣東兩種族間の軋轢爭鬪絶ゆる間なく兇蕃又各所に占居して暴威を逞しうし加ふるに酷吏の苛斂誅求至らざるなく住民は日夜安堵の迫がなかつた。これが爲に進取的氣象抑壓せられ貯蓄心は鈍り偶々資財あるものも只管死守するのみであつたので産業振はず民心萎靡して天産豊富なる郷土に住みながら何等經濟的發展を策するなく空しく不自由な原始的生活の境域に踰踞するに過ぎなかつたのであるが併し領臺前積極的事業の一として巡撫劉銘傳が島都臺北城内の主要道路の擴築を計畫したことがあつたが僅かに其の一部工事のみが施行されたに過ぎなかつた。市街地の市區は雜然として街路は狹隘で曲折多く濕潤甚だしく不潔極まり素より上下水道の施設を有して居

なかつた。河川の如きは稀に耕地、道路等を保護する爲簡易なる護岸堤防を築設したる形跡なきに非らざるも徒に自然の儘に放置して顧みることがなかつたが、獨り水利施設のみは夙に島民間に認められ其の規模、構造等賞すべきものがないではないが概して工法技術共に幼稚にして姑息的なるものに過ぎなかつた。

然るに本島が帝國の領有となるや、政府は極力島民の生命財産を保障するに努め各般の事業促進を圖り以て文化の度次第に進み、從つて必要なる土木事業も漸次施行され、爾來四十六年間に於て悉く舊態を脱して面目一新せる新臺灣を現出した。惟ふにかゝる顯著なる發達を遂げた原因は種々あるであらうが其の根本を爲せるは實に土木事業の賜なりと謂ふべきである。

第一章 内務局主管の土木行政

本島に於ける土木行政官廳は從來幾多の變遷沿革があり、現在に於いて内務局土木課主管に屬するものは河川、水利、都市計畫、上下水、區劃整理、市街地公園及び國立公園に關する事項である。道路、港灣、橋梁及び運河に關する事項は交通局、道路港灣課の主管に屬し、鐵道に關する事項は交通局鐵道部に、電氣瓦斯に關する事項は交通局通信部に、營繕に關する事項は官房營繕課の主管に屬し、所謂土木行政の範圍に屬するものは内務局、交通局及び官房に分掌せられて居る。

内務局に於て土木行政を分掌せるは大正十三年十二月二十五日以降に屬し、之が主管する土木行政の内容は同日の訓令第百二號總督官房並各局事務分掌規程第十條である。即ち土木課に於て掌る事務は、一、河川及び埤圳其の他水利土木に關する事項(但し營繕、鐵道、道路、橋梁、港灣、運河に關する事項を除く)、二、前號土木に關する技術に屬する事項、三、水利組合及び埤圳組合に關する事項、四、灌溉排水に關する事項、五、都市計畫並に國立公園に關する事項である。以上に依つて窺知するが如く、内務局に於ては河川、埤圳、其の他水利土木に關する行政監督及び工事施行水利

組合及び埤圳組合の監督、水利行政、土地改良計畫、都市計畫（上下水道、區劃整理、市街地公園）及び國立公園に關する事業の監督をしてゐる。

現制度以前に於ける土木行政官廳の組織は、或は府内の一部局となり或は獨立の官廳となり又事務分合屢々行はれた。この變遷沿革並に現在に於ける土木課事務分掌の状態を表示すれば左の如くである。

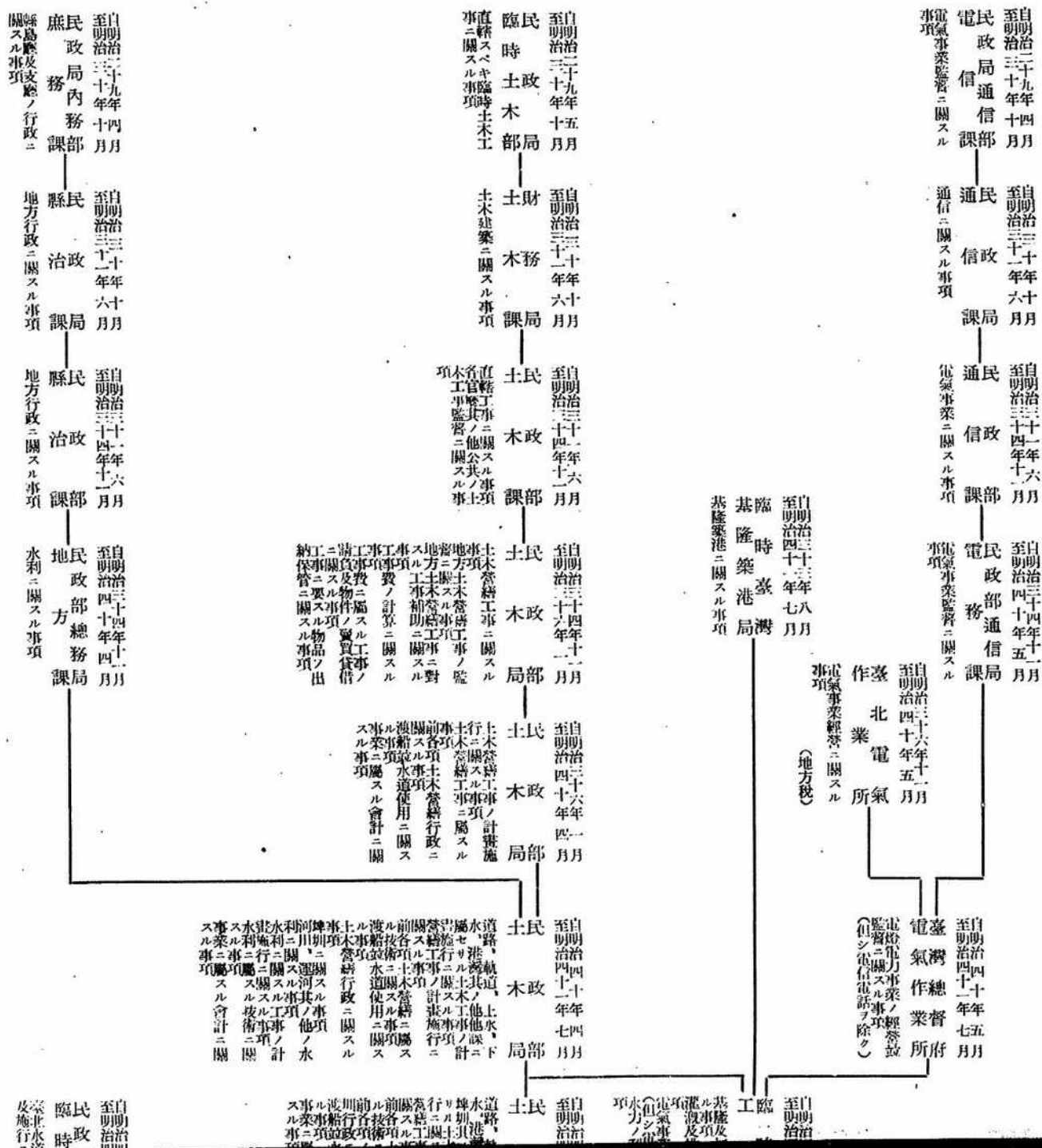
四

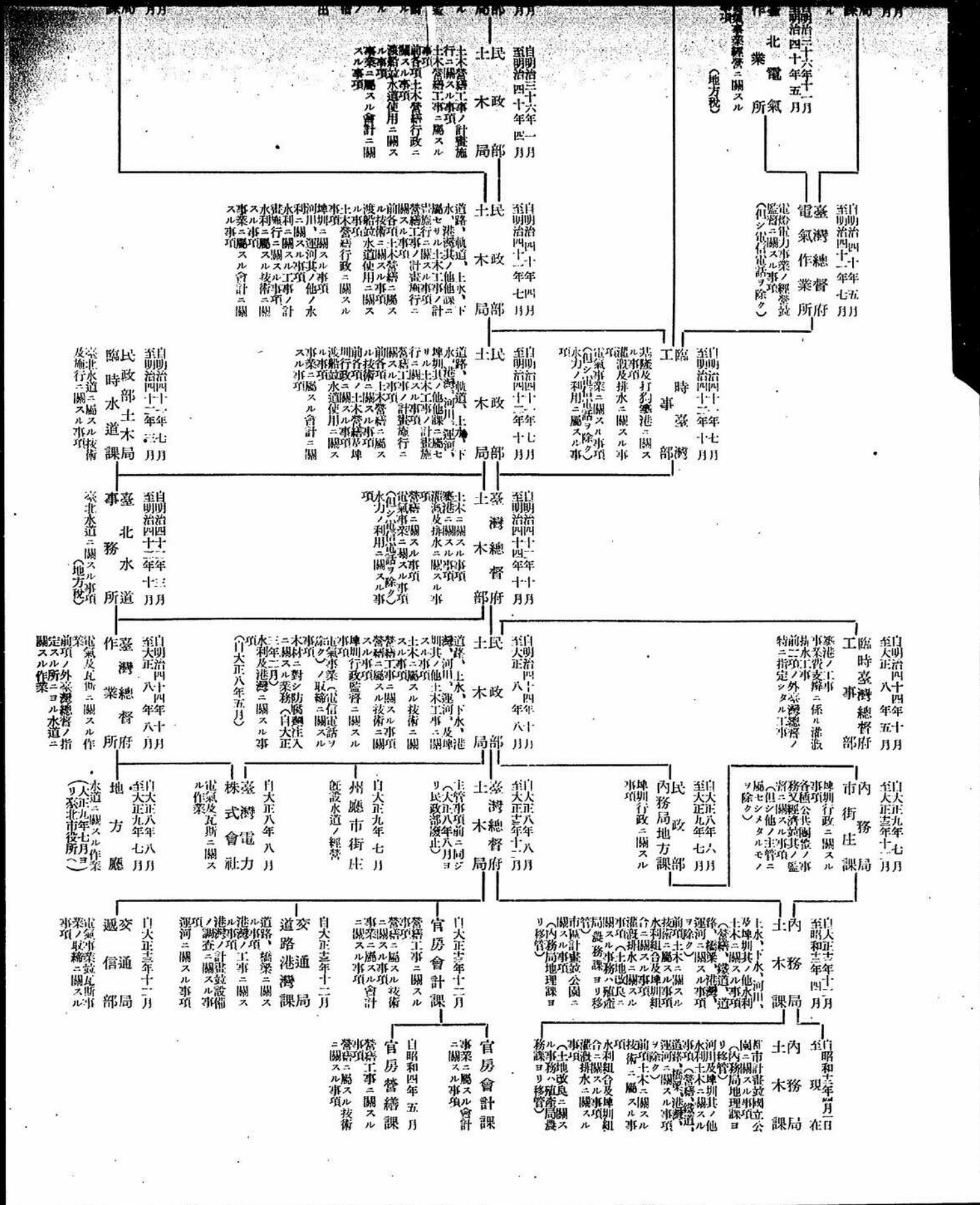
自明治二十九年四月
至明治三十年十月
民政 局 通信部

自明治三十年六月
至明治三十一年十月
民政 局

自明治三十四年十月
至明治三十五年六月
民政 局

臺灣土木官廳官制沿革表





裏面白紙

土木課事務分掌表

(昭和十五年九月末現在)

文書係

- 1. 文書ノ接授、發送、編纂及保存ニ關スル事項
- 2. 圖書ノ保管ニ關スル事項
- 3. 統計其ノ他調査資料ノ蒐集、編纂及保管ニ關スル事項
- 4. 他係ノ主管ニ屬セザル事項

經理係

- 1. 豫算及決算ニ關スル事項
- 2. 直營工事ノ施行、請負及工用材料ノ購買並ニ運搬ニ關スル事項
- 3. 物品ノ出納及保管ニ關スル事項

河川係

- 1. 河川ノ調査及治水計畫ニ關スル事項
- 2. 河川工事ノ施行ニ關スル事項
- 3. 水害豫防ノミヲ目的トスル組合ニ關スル事項
- 4. 其ノ他河川行政ニ關スル事項

水利係

- 1. 公共埤圳組合、水利組合、水害豫防ノミヲ目的トスル組合ヲ除ク)及私設埤圳ニ關スル事項
- 2. 灌溉排水ノ調査、計畫及施行ニ關スル事項
- 3. 土地改良ニ關スル事項
- 4. 其ノ他水利行政ニ關スル事項

都市計畫係

- 1. 上水及下水ノ調査並計畫ニ關スル事項
- 2. 上水及下水ノ工事施行ニ關スル事項
- 3. 都市計畫、區劃整理及公園ニ關スル事項
- 4. 國立公園ニ關スル事項

河川技術係

- 1. 河川ノ調査及治水計畫ノ技術ニ關スル事項
- 2. 河川工事施行ノ技術ニ關スル事項
- 3. 水害豫防ノ技術ニ關スル事項

水利技術係

- 1. 公共埤圳組合、水利組合、水害豫防ノミヲ目的トスル組合ヲ除ク)及私設埤圳ノ技術ニ關スル事項
- 2. 灌溉排水ノ調査、計畫及施行ノ技術ニ關スル事項
- 3. 土地改良ノ技術ニ關スル事項

都市計畫技術係

- 1. 上水及下水ノ調査並計畫ノ技術ニ關スル事項
- 2. 上水及下水ノ工事施行ノ技術ニ關スル事項
- 3. 都市計畫、區劃整理及公園ノ技術ニ關スル事項
- 4. 國立公園ノ技術ニ關スル事項

第二章 河川事業

本島は南北四百軒東西最も廣い所で百六十軒に過ぎない狭長な高山性の島嶼であつて、海拔三千九百五十米の新高山を主山とし三千米以上の高峰四十餘座を有し本島總面積の三分の二は山嶽地帯である。斯く高峰峻嶒重疊し地勢極めて急峻なるが爲に河川の發源何れも近く上流は勿論往々中流と雖も、尙兩岸懸崖絶壁をなし屈曲甚だしく水流急であつて山間部を出づるや扇狀に亂流し下流は河幅徒に大をなし隨所に三角洲を形成してゐる。

而して雨季に於ける降雨量頗る多く短時間に集中降下する特異性を有し、最大雨量は昭和九年林邊溪の上流「クワルス」の地に於て一日千二百二十七耗に達し、他は平常に於ても五百耗の記録は珍しくない。之に反して乾季に於ては殆ど降雨を見ず降雨量が内地の二倍であるに對し、湯水量は五分の一に過ぎず河川の流水涸渴して磯々たる河原と化するものが多い従つて舟筏の便は尠い。

本島第一の大河たる濁水溪の如きは延長百七十軒流域面積三千百十四方軒であるに拘はず最少流量三百五十立方秒米、最大流量二萬二千立方秒米に上り、流域面

積一平方軒當の最大流量は内地の吉野川に比して二倍、信濃川に比すれば實に十三倍に相當する。

斯くの如き高山性地形と熱帯多雨の爲侵蝕作用極めて烈しく加ふるに水源の涵養不十分なるが爲一朝洪水に遭遇すれば河川は忽ち奔流氾濫し土石を流出し河岸を崩壊し村落を流失し人畜傷害の慘狀を極むるに至る。而して減水せる流蹟は一望砂礫の荒蕪地と化し、滄桑の變も敢へて珍しからぬ現象を呈する状態にある。斯くて治水には最悪の條件を負ひ産業上、交通上の障礙が甚だしいが遂次事業は進捗し克く是等を征服し其の効果顯著なるものがある。

第一節 沿革

一、河川調査

河川事業の困難な事は古今東西其の軌を一にし地形雨量森林其の他各般の自然的現象は河川の性質を左右するので治水事業を施行するには先づ河川の調査を第一にしなければならぬ。茲に明治三十四年以降種々の名に於て諸川の狀態性質を調査研究して來たが明治四十四年全島に亘る大洪水の爲各河川沿岸地の蒙つた慘

狀は實に名狀すべからざるものがあつた。茲に於て治水事業促進の機運生じ先づ根本的調査の必要を認め大正元年度より大正五年度に至る五箇年間に於て毎年約十萬圓を支出し宜蘭濁水溪、淡水河、頭前溪、後龍溪、大安溪、大甲溪、烏溪、濁水溪及び下淡水溪の九大河川に對し水位、流量、水害の調査並びに雨量觀測、地形測量を施行する等慎重なる調査を遂げ大正六年度に於て數種の治水計畫を樹てたが、財政其の他の關係上之が實現を見るに至らなかつたので、止むを得ず其の資料に基づき焦眉の急を要する局部的工事を施行するに過ぎなかつた。然るに微々たる工事の施行は河川の荒廢を防止する能はず、年々襲來する洪水は河川の狀態に異動を來たし、既往の調査のみに信賴する能はざるに至り、且又一部測量の補足を爲すの必要を認め更に九大河川以外の河川に於ても水害甚だしく、公共團體又は個人にして自衛上局部的工事を施行せむとするもの増加するの傾向顯著なるものがあつたので、速に各河川の調査を爲し治水上一定の計畫を樹立するの必要に迫られ大正十二年度より之が調査に着手した。

而して大正十五年度に至り二十七河川に對し前記河川調査を續行すると共に實際的計畫を樹てるに必要な工作物の位置、構造、工費の調査並治水工事施行の結果

沿岸土地に及ぼす經濟的影響の調査を施行する事とし河川調査費なる豫算科目を治水事業計費に改め、爾來之が調査及び改修計畫を樹立中の處昭和九年度に之を完了した。

次に砂防工事の計畫調査に就いて述べる。前にも述べた如く本島河川の水源をなす中央山脈は極めて急峻であるばかりでなく、之を構成する土質が一般に脆弱で崩壊し易く、加ふるに暴風時の雨量が甚だ多いのと、未だ嘗て砂防工事を施行されたことがないために、洪水毎に土砂の流出量が極めて多く河床は隆起して積地を形成し多くは扇狀に亂流して居る。河口附近に於ては河床淺く、季節風に因り飛砂となつて沿岸の土地を埋没する。土砂の流出は毎年繰返されるために未改修の河川は一層水害を大ならしめ、改修河川でさへも全般的に河床の隆起を來し、用水取入口、鐵道、人道、橋梁等の改築を要するやうになるのは勿論、河床の變化に伴ひ河川工作物を改築せねばならぬことゝなり之等に要する經費は測り知るべからざるものがある。而して之が對策としては治水造林の計畫もあるが河川の上支流部に於て砂防堰堤を築造しなければ到底其の害を除去することが出來ないので、差當り下淡水溪、宜蘭濁水溪、烏溪、曾文溪の外に濁水溪及び頭前溪を選び、之が上支流山間部に於て土砂流

出の虞ある區域の測量及び各種調査を行ひ以て砂防工事計畫を樹てることゝし、十箇年の事業として昭和九年度より調査に着手し、昭和十四年度迄に宜蘭濁水溪、曾文溪、濁水溪、烏溪及下淡水溪上流の一部支川隘寮溪、濁口溪及武洛溪等の砂防工事施行區域の測量調査を施行した。

二、河川工事

領臺當時に於ては兵馬倥傯の爲根本的治水の策を講ずる暇が無かつたのであるが、大正五年九大河川(宜蘭濁水溪、淡水河、頭前溪、後龍溪、大安溪、大甲溪、烏溪、濁水溪、下淡水溪)調査の資料に基づき被害區域最も廣く且工事後の效果比較的大なりと認めらるゝ濁水溪、下淡水溪、宜蘭濁水溪、大安溪及び後龍溪等の河川に就いて専ら洪水防禦の爲主として河川の平地に於ける亂流を整理する目的にて數種の治水計畫を樹立したことがあつたが、財政の關係等で遂に繼續事業として實現の運びに至らなかつた。そこで止むを得ず一年度限りの豫算を計上し、大正六年度以降濁水溪を中心として本島中部の海岸線鐵道の建設に伴ふ後龍溪、大安溪及び大甲溪の鐵道橋架設地點附近の工事及び其の他の河川で緊急止むを得ざる部分的工事を施行しつゝ、あつ

たが、世界的經濟界の不況に伴ひ大正十二年度から河川費豫算は俄に三割内外即ち三十餘萬圓乃至五十餘萬圓に縮少さるゝの已むなきに至つた結果根本的の治水計畫を進める事が出来なかつた。依つて既設工作物の補修を主とし緊急止むを得ざる部分的新設工事と雖も前記豫算の許す範圍内に於て施行して居たのであるが、如何せむ本島の各河川は古來殆ど顧みられて居なかつたので僅少の豫算を以てしては容易に原始的河川の域を脱する事が出来ず漸く大安溪の五分、濁水溪の七分通りの工事を終つたに過ぎなかつたのである。

然るに本島の河川事業は國土保全、人命財産保護の見地よりするも、將た又帝國の食糧問題よりするも本島統治上重要施設事項に屬するを以て、前述の如く財政上の不如意等を理由として輕々に看過すべからざる状態にある。時遇々農家の好況に伴ひ土地熱を促し、治水事業に對する要望極めて切なるものがあり、此等實情に鑑み大正十四、五年に亘り治水工事に因る利益の最も大なる下淡水溪に就いて諸種の調査を遂げ、之が改修の計畫を樹て昭和二年以降五箇年繼續事業費豫算七百九十五萬圓(昭和四年に於て宜蘭濁水溪治水事業費豫算要求の關係上、工事情形を以て七箇年に事業費豫算を八百七十萬八千九百六十圓に変更した。)の通過を見た。爾來銳意工事施行中であつたが宜蘭濁水溪の改修も亦急を要するので一方財政關係を考慮し、下淡水溪の

改修事業年數五箇年を七箇年に變更し昭和三年度よりの繼續事業として其の豫算を要求したが議會の解散に遇ひ不成立に終つた。

然しながら蘭陽の開発人命財産の安定上緊急に迫つて居る問題で、永く放置するを許さない事情にあつた爲再び昭和四年度以降七箇年繼續事業費總額五百十一萬二千四十圓を要求し之が成立を見るに至り直に工事に着手した。次いで烏溪及び曾文溪の改修計畫成り、昭和六年度以降八箇年繼續事業として豫算九百八十五萬六千圓の成立を見たので昭和六年十月夫々工事に着手したのである。然るに豫て調査中なりし全島重要二十七河川の治水計畫は昭和九年度を以て樹立を見るに至り依つて之に基き逐次施行豫定の頭前溪改修を昭和十一年以降八箇年繼續事業として豫算四百四十二萬七千二百九十二圓の成立を見、昭和十一年七月工事に着手し次で林邊溪の改修を昭和十二年度以降八箇年繼續事業として豫算四百五十六萬八千七百八十八圓の成立を見、昭和十二年七月工事に着手したのである。昭和十四年度より新に北港溪、八掌溪、阿公店溪の三河川に改修工事を施す事に成り、北港溪は昭和十四年度より二十三年度迄十箇年改修費總額五百四十萬圓、八掌溪は昭和十四年度より二十一年度迄八箇年改修費總額四百七萬圓、阿公店溪は昭和十四年度より十八

年度迄五箇年改修費總額三百萬圓の豫算を以て夫々工事に着手した。

而して治水事業費は昭和三年度以降財政上の關係に依り數度節減繰延に遭ひ後年度之を追加する事となりたるを昭和十年度に於て下淡水溪改修費に總費額三百五十萬二千二百五十七圓を追加し工事期間を昭和十二年度迄延期し更に昭和十一年度に於ては本治水工事の爲灌漑用水の取入口を遮斷さるゝ隘寮溪附近圳路付替工事を三箇年繼續にて施行の事と爲り工事費豫算六十五萬六千五百四十圓を改修費に追加合計金額千七十三萬三千八百四十八圓と改定し昭和十三年度竣功豫定にて工事を進め昭和十三年六月全部の工事竣功を見るに至つた。宜蘭濁水溪改修費は昭和十年度に總費額四十四萬百二十五圓を追加し改修費四百四十六萬五千三百六十三圓と改定し工事を進め昭和十一年度を以て豫定の通り竣功を見るに至つた。次で昭和十一年度曾文溪改修費に於て總費額五十三萬八千八百二十九圓を追加し改修費三百九十九萬六千八百四圓に改定し竣功期限を昭和十四年度迄延長し烏溪改修費に於て總費額七十六萬九千八百五十圓を追加し次で昭和十三年度に於て財政上の關係に依り改修費五百六十三萬六千六百四十九圓に改定竣功期限を昭和十四年度迄延長して夫々工事進行中であつたが曾文溪は昭和十四年六月に烏溪は同

年十月に何れも竣功するに至つた。

以上述べた如く下淡水溪、宜蘭濁水溪、烏溪、曾文溪、頭前溪、林邊溪、北港溪、八掌溪及阿公店溪は一定の計畫に基づき順次工事を進め其の他の河川に對しては緊急已むを得ざる部分的の工事及び既設工作物の補修を豫算の許す範圍内に於て施行する豫定で進めてゐる。

三、維持工事

是等治水工事竣功したる改修河川は從來の河狀に一大變化を來すべく從て新設工作物の維持管理には常時河岸水勢の變化に對應し護岸水制の施行導水路の付替等に常に細心の注意と不斷の補強工作等改修後十箇年間は所謂完全なる維持工事の必要あるを以て先づ昭和十一年度竣功の宜蘭濁水溪は維持工事費豫算六十六萬九千八百圓を昭和十二年度以降十箇年の繼續事業として豫算の成立を見同年度より維持工事に着手し目下施工中である。昭和十二年度竣功した下淡水溪も維持工事費豫算百六十一萬圓を十三年度より十箇年の繼續事業として維持工事に着手し曾文溪、烏溪は昭和十五年度より前者は八十萬七千六百六十圓後者は百十二萬七千圓を

以て何れも十箇年繼續事業費とし現に工事施行中である。
 尙目下治水工事中の頭前溪外三河川及其他の河川共改修工事完成後は十箇年間の維持工事を施行の豫定である。

四、砂防工事

本島に於ける河川の上流山間部は傾斜急峻土質脆弱にして土砂の流出量極めて多く嘗て土砂扞止工事の施行された事がないから平地部に於ける治水工事と相俟つて砂防工事の緊要を認め改修工事施行の下淡水溪、宜蘭濁水溪、烏溪、曾文溪、頭前溪及濁水溪の六河川に就き調査計畫中に屬し改修工事完成のものから順次之が工事施行を要するものである。其の工事費は年々約五十萬圓を要する見込である。
 尙既往に於ける河川事業の消長を示す爲左に各年の豫算表を掲ぐ。

年 度	河川費	東部地方開 發事業費	治水事業費	摘 要
大正十一年度	1,100,000			
同 十二年度	1,200,000			

年 度	河川費	東部地方開 發事業費	治水事業費	摘 要
同 十三年度	1,300,000			治水事業費は下淡水溪五箇年、自昭和十三年起
同 十四年度	1,400,000			繼續事業費總額七、九五〇、〇〇〇圓の年額額
昭 和 元 年 度	1,500,000			同 七箇年、自昭和十三年起
同 二 年 度	1,600,000			繼續事業費總額七、九五〇、〇〇〇圓の年額額
同 三 年 度	1,700,000			同 同 七箇年、自昭和十三年起
同 四 年 度	1,800,000			下淡水溪、宜蘭濁水溪九箇年、自昭和十三年起
同 五 年 度	1,900,000			繼續事業費總額一三、三二〇、〇〇〇圓の年額額
同 六 年 度	2,000,000			同 同 九箇年、自昭和十三年起
同 七 年 度	2,100,000			繼續事業費總額一三、三二〇、〇〇〇圓の年額額
同 八 年 度	2,200,000			同 同 九箇年、自昭和十三年起
同 九 年 度	2,300,000			繼續事業費總額一三、三二〇、〇〇〇圓の年額額
同 十 年 度	2,400,000			同 同 九箇年、自昭和十三年起
同 十 一 年 度	2,500,000			繼續事業費總額一三、三二〇、〇〇〇圓の年額額
同 十 二 年 度	2,600,000			同 同 九箇年、自昭和十三年起

同	同	同
十三年度	十四年度	十五年度
五七五五	五七五五	五七五五
三〇〇〇〇	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇
二六三三七	二六三三七	二六三三七
<small>下淡水溪、鳥溪、曾文溪、頭前溪、林邊溪、 改修費、宜蘭濁水溪、下淡水溪維持費、 總事業費總額四二、七〇、九八九圓の年間額 鳥溪、曾文溪、頭前溪、林邊溪、北港溪、八掌溪、 宜蘭濁水溪、下淡水溪維持費、 河川法施行十九年度の年間額 二六、三三九</small>		
同	同	同

第二節 河川水害

前述の如く本島の河川は概ね未だ原始的河川の域を脱せず而も地勢及び氣候の關係上一朝豪雨到れば山地忽ち崩壊し河川は洪水氾濫して河岸の崩壊橋梁の破壊沿岸部落の流失を惹起し田圃を荒廢せしめるばかりでなく往々にして人畜を損ふに至り其の慘害實に恐るべきものがある。之が防護方法としては一に治水並に水防施設擴充強化の一途あるのみであるが僅少なる費用にては如何とも爲す能はざるを以てせめて河川工事のみにもと地方民は堤防用地及び勞力の一部寄附を條件として至急工事施行方を歎願するもの逐年増加し、總督府に進達せられたる歎願書も毎年十數件の多きに達して居る。これ等は何れも相當必要であつて而も緊急

を要する工事のみである。又臺北州下宜蘭濁水溪改修工事及高雄州下淡水溪改修工事の完成に依る受益者は水防の強化擴充の爲め水害豫防組合を設立すべく區域及創立委員を決定し設立認可申請中であつたが宜蘭濁水溪關係の二組合、下淡水溪關係の四組合は昭和十四年度迄夫々認可され組合の目的遂行に邁進しつつある。今明治四十四年以降昭和十四年末迄の宜蘭濁水溪、淡水河、頭前溪、後龍溪、大安溪、大甲溪、烏溪、濁水溪、曾文溪、下淡水溪、卑南大溪、秀姑巒溪、花蓮溪、北港溪、朴子溪、八掌溪、急水溪、二層行溪及林邊溪の河川法施行十九河川に於ける水害額及び既往最大水害の年被害額を表示すれば左の如くである。

河川法施行十九河川水害總額

河川名	昭和十四年度					摘要
	溺死 人及 家畜 被害 額	土地 の被害 額	被上 地 の被害 額	道路、 鐵道、 其他 重要工 作物の 被害 額	家屋、 家財 被害 額	
宜蘭濁水溪	〇	〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
淡水河	〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
頭前溪	〇	〇	〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
合計	〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	

河川名	最大被害年	溺死及 他死人	土地被害	鐵道、 道路其 他重要 工作物	農 作物	其 他	合 計
後龍溪	昭和十四年	1	1,000	100	100	100	1,300
大甲溪	昭和十四年	1	1,000	100	100	100	1,300
大甲溪	昭和十四年	1	1,000	100	100	100	1,300
島子溪	昭和十四年	1	1,000	100	100	100	1,300
北港溪	昭和十四年	1	1,000	100	100	100	1,300
朴子溪	昭和十四年	1	1,000	100	100	100	1,300
八掌溪	昭和十四年	1	1,000	100	100	100	1,300
急水溪	昭和十四年	1	1,000	100	100	100	1,300
二層行溪	昭和十四年	1	1,000	100	100	100	1,300
林邊溪	昭和十四年	1	1,000	100	100	100	1,300
濁水溪	昭和十四年	1	1,000	100	100	100	1,300
曾文溪	昭和十四年	1	1,000	100	100	100	1,300
下淡水溪	昭和十四年	1	1,000	100	100	100	1,300
卑南大溪	昭和十四年	1	1,000	100	100	100	1,300
秀姑巒溪	昭和十四年	1	1,000	100	100	100	1,300
花蓮溪	昭和十四年	1	1,000	100	100	100	1,300
合計		17	17,000	1,700	1,700	1,700	21,700

自明治四十四年度施行十九河川水害累計總額

自明治四十四年二十九年度
至昭和十四年二十九年度
但し曾文溪、卑南大溪、秀姑巒溪、花
溪の四河川は昭和五年、北港溪、林
邊溪、急水溪、二層行溪、林邊溪の
六河川は昭和十二年度より計上した

被害種類別	果		計	
	數	量	數	金
溺死及壓死人	17	17	17	17
土地の浸水、流失、埋没 の被害面積、被覆面積	17,000	17,000	17,000	17,000
農作物被害額	1,700	1,700	1,700	1,700
道路、鐵道、其他 重要工作物被害額	1,700	1,700	1,700	1,700
家屋、家財、其他被害額	1,700	1,700	1,700	1,700
合計	33,800	33,800	33,800	33,800

河川法施行河川既往最大水害

河川名	最大被害年	溺死及 他死人	土地被害	鐵道、 道路其 他重要 工作物	農 作物	其 他	合 計
濁水溪	大正三年	1	1,000	100	100	100	1,300
濁水溪	大正三年	1	1,000	100	100	100	1,300
濁水溪	大正三年	1	1,000	100	100	100	1,300
濁水溪	大正三年	1	1,000	100	100	100	1,300
濁水溪	大正三年	1	1,000	100	100	100	1,300
濁水溪	大正三年	1	1,000	100	100	100	1,300
濁水溪	大正三年	1	1,000	100	100	100	1,300
濁水溪	大正三年	1	1,000	100	100	100	1,300
濁水溪	大正三年	1	1,000	100	100	100	1,300
濁水溪	大正三年	1	1,000	100	100	100	1,300
合計		17	17,000	1,700	1,700	1,700	21,700

河川名	年度	河川費	治水事業費	準用河川 工事補助費	災害費	計	地方費	合計
宜瀨濁水溪	同元年	100,000				100,000	60,000	160,000
鳥文溪	同七年	100,000				100,000	60,000	160,000
會文溪	同七年	100,000				100,000	60,000	160,000
下淡永溪	明治四十四年	100,000				100,000	60,000	160,000
頭前溪	同	100,000				100,000	60,000	160,000
後龍溪	同	100,000				100,000	60,000	160,000
大安溪	同	100,000				100,000	60,000	160,000
大甲溪	昭和四年	100,000				100,000	60,000	160,000
卑南大溪	同九年	100,000				100,000	60,000	160,000
花選溪	同十四年	100,000				100,000	60,000	160,000
秀姑巒溪	同十六年	100,000				100,000	60,000	160,000

第三節 河川工事費

領臺以來施行した河川工事は濁水溪外五十二河川(本支流共)にして之が工事費五千六百七十七萬七千餘圓に達し年度別及び河川別に列記すれば左表の如くである。

年度別河川工事費 (自明治三十二年度至昭和十四年度)

年度別	河川費	治水事業費	準用河川 工事補助費	災害費	計	地方費	合計
明治三十一年度	100,000				100,000	60,000	160,000
同三十四年度	100,000				100,000	60,000	160,000
同三十五年度	100,000				100,000	60,000	160,000
同三十六年度	100,000				100,000	60,000	160,000
同三十七年度	100,000				100,000	60,000	160,000
同三十八年度	100,000				100,000	60,000	160,000
同三十九年度	100,000				100,000	60,000	160,000
同四十年度	100,000				100,000	60,000	160,000
同四十一年度	100,000				100,000	60,000	160,000
同四十二年度	100,000				100,000	60,000	160,000
同四十三年度	100,000				100,000	60,000	160,000
同四十四年度	100,000				100,000	60,000	160,000
大正元年度	100,000				100,000	60,000	160,000
同二年度	100,000				100,000	60,000	160,000
同三年度	100,000				100,000	60,000	160,000

年度	昭	和	十	四	年	度	計
同 四年度			2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000
同 五年度			2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000
同 六年度			2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000
同 七年度			2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000
同 八年度			2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000
同 九年度			2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000
同 十年度			2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000
同 十一年度			2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000
同 十二年度			2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000
同 十三年度			2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000
同 十四年度			2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000
昭 和 元 年 度			2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000
同 二 年 度			2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000
同 三 年 度			2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000
同 四 年 度			2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000
同 五 年 度			2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000
同 六 年 度			2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000
同 七 年 度			2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000
同 八 年 度			2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000

年度	昭	和	十	四	年	度	計
同 九 年 度			2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000
同 十 年 度			2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000
同 十 一 年 度			2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000
同 十 二 年 度			2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000
同 十 三 年 度			2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000
同 十 四 年 度			2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000
計			2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000

河川別河川工事費

備考 河川費中には事業費特別事業費及昭和十二年より新設の東部地方開發事業費を含む。

河川名	起算年度	昭 和 十 四 年 度		果 實 地 方 費		計
		國	庫	國	庫	
河川法施行河川	明治三十五年					
宜蘭濁水溪	同 三十一年	6,979,626		5,299,300		12,278,926
淡 水 河	同 三十一年	5,338,800		1,749,800		7,088,600
頭 前 溪	大正 八 年 度	2,100,000		2,100,000		4,200,000
後 龍 溪	明治三十五年	2,500,000		2,500,000		5,000,000
大 安 溪	大正 元 年 度	1,000,000		1,000,000		2,000,000
大 甲 溪	同 九 年 度	5,689,600		2,280,600		7,970,200



合 計	(五三)	高瀬橋北港	北港	八掌溪	頭前溪	烏溪	宜蘭濁水溪	曾文溪	林邊
太巴六九溪	昭和九年度								
大甲溪(上流)	同 十年度	9,000,000	2,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
武老坑溪	同								
宜蘭河	同	2,000,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
福徳坑溪	同								
三峽河	同								
阿公店溪	同 十一年度	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
知本溪	同								
下淡水溪(上流)	同 十二年度								
水裡溪	同								
烏溪(上流)	同 十六年度	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
スポン溪	同 十四年度								
保力溪	同								
港口溪	同								
合 計	(五三)	11,500,000	11,500,000	11,500,000	11,500,000	11,500,000	11,500,000	11,500,000	11,500,000

第四節 工事の効果

一、利益の豫想

本島に於ける治水工事完成の際には沿岸の決潰及び浸水を免るゝは勿論幾多の
 廣川敷即ち新生地となり此の廣大なる利益を生ずるは本島治水事業の特色であつ
 て殊に濁水溪大安溪下淡水溪林邊溪曾文溪宜蘭濁水溪烏溪頭前溪北港溪八掌溪等
 は最も利益の多い河川である。

今治水計畫當時に於て實地に調査した工事費豫算及び利益豫想調を掲ぐれば左
 の如くである。

但し治水計畫に基き改修工事施行の下淡水溪宜蘭濁水溪烏溪曾文溪頭前溪林邊
 溪北港溪及八掌溪の工事費は實行額に依りたるものである。

河川工事に因る利益

河川名	工事費	受益地面積			年收穫の増加額	地價の騰貴額	備考
		新生地	免決償地	免浸水地			
濁水溪	1,000,000	1,000	1,000	1,000	1,000,000	北支溪切部分	
大安溪	1,000,000	1,000	1,000	1,000	1,000,000	大正六年調査	
淡水河	1,000,000	1,000	1,000	1,000	1,000,000	大正六年調査	
宜蘭濁水溪	1,000,000	1,000	1,000	1,000	1,000,000	昭和元年調査	
烏文溪	1,000,000	1,000	1,000	1,000	1,000,000	昭和二年調査	
下淡水溪	1,000,000	1,000	1,000	1,000	1,000,000	昭和五年調査	
鳳山溪	1,000,000	1,000	1,000	1,000	1,000,000	昭和五年調査	
頭前溪	1,000,000	1,000	1,000	1,000	1,000,000	昭和五年調査	
中港溪	1,000,000	1,000	1,000	1,000	1,000,000	昭和五年調査	
後龍溪	1,000,000	1,000	1,000	1,000	1,000,000	昭和五年調査	
打那叭溪	1,000,000	1,000	1,000	1,000	1,000,000	昭和五年調査	
大安溪(上游部)	1,000,000	1,000	1,000	1,000	1,000,000	昭和五年調査	
大甲溪	1,000,000	1,000	1,000	1,000	1,000,000	昭和五年調査	
濁水溪(上游部)	1,000,000	1,000	1,000	1,000	1,000,000	昭和五年調査	
北港溪	1,000,000	1,000	1,000	1,000	1,000,000	昭和五年調査	

河川名	工事費	新生地	免決償地	免浸水地	年收穫の増加額	地價の騰貴額	備考
朴子溪	1,000,000	1,000	1,000	1,000	1,000,000	1,000,000	同
八掌溪	1,000,000	1,000	1,000	1,000	1,000,000	1,000,000	同
急水溪	1,000,000	1,000	1,000	1,000	1,000,000	1,000,000	同
鹽水溪	1,000,000	1,000	1,000	1,000	1,000,000	1,000,000	同
二層行溪	1,000,000	1,000	1,000	1,000	1,000,000	1,000,000	同
林邊溪	1,000,000	1,000	1,000	1,000	1,000,000	1,000,000	同
知本溪	1,000,000	1,000	1,000	1,000	1,000,000	1,000,000	同
呂家溪	1,000,000	1,000	1,000	1,000	1,000,000	1,000,000	同
卑南大溪	1,000,000	1,000	1,000	1,000	1,000,000	1,000,000	同
秀姑巒溪	1,000,000	1,000	1,000	1,000	1,000,000	1,000,000	同
花蓮溪	1,000,000	1,000	1,000	1,000	1,000,000	1,000,000	同
沙撈越溪	1,000,000	1,000	1,000	1,000	1,000,000	1,000,000	同
東港溪	1,000,000	1,000	1,000	1,000	1,000,000	1,000,000	同
計	1,000,000	1,000	1,000	1,000	1,000,000	1,000,000	同

備考
 一 新生地とは、河川工事の竣工に依つて廢川となるべき地域の内開墾可能地を意味する。
 二 免決償地及び浸水地とは、河川工事の竣工に依つて決壊流失及び浸水を免るべき地域である。
 三 年收穫の増加額は、工事に因る年收穫の利益であつて新生地の方は開墾後推定年收穫金額を免決償地及び免浸水地の分は、工事後の推定年收穫金額より現在の年收穫金額を控除した残額を計上せるものである。
 四 地價の騰貴額は、工事に依る地價の騰貴額であつて新生地の方は開墾後約十年後の推定地價より開墾費を控除した残額を免決償地及び免浸水地の分は、工事の推定地價より現在の地價を控除した残額を計上せるものである。

二 利益の實例

既往河川工事に因る效果の最も顯著なるものは濁水溪の改修工事である。濁水溪の工事は當初三大派流の内北斗溪及び新鹿尾溪を締切り西螺溪を本流と爲し、本流は兩岸共西螺附近迄工事を施行する豫定であつて大正九年工事を完成し其の工費總額三百九十七萬餘圓を要した。其の後更に西螺附近より下流に工事を續行することゝ爲り現在に於ては全線に亘り約七分通り迄進行して居る。今此の工事に依つて利益を受くる土地の内北斗溪關係部分に付き調査したる締切工事著手前に於ける状態(大正六年調査)と工事完成七箇年後(昭和二年調査)の状態とを比較對照すれば左の如くである。

區分	大正六年調査當時の状態		昭和二年調査當時の状態		將來の豫想	
	年收	地價	年收	地價	年收	地價
免浸水地	八六六元	一、一五五元	三、五七三元	九、六六〇元	二、八四〇元	一〇、〇六〇元
新生地	五、六六元	甲當二番	甲當三番	甲當三番	甲當三番	甲當三番
計	LEKOK	LIKAKK	SEKIMON	MIORIM	ICPARKO	SEPAKIM

浸水を免ぐれた土地の收穫は殆ど豫想以上の増收を見新生地は漸次開墾利用せら

れて相當の收穫を擧げつゝあるのでこれ等の收益のみにも裕に工事費を回收することが出来る。

之等の實例に依つて見るも本島河川事業は國土保全、人命保障の點よりするも、將又國家經濟上の見地よりするも甚だ有利であり且つ最も緊急を要する事業であることは最早争ふの餘地なきものと謂ふべきである。

第五節 直轄治水工事

一 下淡水溪

本溪は臺灣第二の大河であつて源を新高山に發し高雄州下屏東平野を貫流して南下し東港街附近に至つて海に注いで居る。其の流域面積三千百九十五平方杆、幹川の延長百六十杆、舟筏の便大ならざるも灌溉せる水田實に二萬五千餘甲に及んで居る。而して本工事は幹川竝に隘寮溪、武洛溪等の支流を整理し屏東平野の水害を防止し併せて廣大なる新生地を得んとするの目的を以て昭和二年より十二箇年の繼續事業として堤防護岸及ぶ水制等延長實に八十餘杆に亘る直營工事として同十二年度に完成させた。尙本工事中の隘寮溪締切工事の爲從來同溪を水源とせし

二千六百餘甲の灌溉用水を失ふことゝなるを以て治水工事の附帯工事として締切堤防の上流部に用水取入水門を設くる爲、前記豫算の外六十五萬六千五百四十圓を下淡水溪改修費に追加し同十一年度より施行の處同十三年六月に竣功した。本工事完成に因り免浸水地免決潰地及び新生地二萬五千二百甲を生じ、十年後に於ては農産物の年增收價額二百五十四萬一千九百六十四圓及び地價の騰貴額實に七百五十六萬七千五百五十九圓の巨額に及ぶ見込である。本工事に要した工事費、人件費を除くは一千七萬七千三百八圓であつて、河川法に據り高雄州は其の内二百六十八萬三千四百六十二圓を昭和四年度以降十五箇年間に於て州より國庫に分納、州は其の一部を受益地所有者及製糖業者に賦課してゐる。

二 宜蘭濁水溪

本溪は臺北州下關陽平野を貫流する本島著名の河川であつて其の延長九十二千流域面積八百五十三方呎に及び一萬七千五百餘甲の水田を灌溉して居る。源を海拔三千七百九十七米の南湖大山に發し六十四千餘の山間部を北東に流れて九苧湖より平地部に出で本流は宜蘭縣東兩郡界を網狀に亂流して宜蘭鐵道本線附近で漸

く合一して緩流となり東港口に於て海に注いで居る。派川宜蘭河は紅柴林の北部で分岐して宜蘭市の北を流れ河口附近で再び本流に合して居るのである。而して本工事は派川及び宜蘭河を締め切り幹川を整理して宜蘭平野の水害を防止せむとする目的で、昭和四年度より七箇年(昭和七年度に於て一箇年延長十一年度迄)の繼續事業として堤防延長四十四千の工事を直管施行中の處護岸の一部は天候其の他の爲翌年度に繰越し同十二年五月竣功した。本工事の完成に因り免浸水地免決潰地及び新生地約一萬一千九百七十七甲を生じ、十年後に於ては農産物の年增收價額五十萬四千六百二圓及び地價の騰貴額實に二百四十一萬三千四百七十一圓に及ぶ見込である。本工事に要した工事費、人件費を除くは四百四十六萬五千三百六十三圓であつて、河川法に據り臺北州は其の内百十七萬六千二百五十圓を昭和四年度以降十一箇年間に於て州より國庫に分納、州は其の一部を受益地所有者に賦課してゐる。

三 烏 溪

本溪は海拔三千三百九十四米の合歡山に源を發し幾多の支川を合はせ肥沃なる臺中平野を貫流せる本島屈指の大河川であつて流域面積約二千七百七十二方呎、流路延

長百十六籽餘、最大流量約一萬三千九百立方秒米に達し、水田一萬五千餘甲を灌漑して居る。而して本工事は派流を締め切り、亂流を整理して河幅を固定し、土地の流失及び浸水の害を防止せむとする目的を以て、昭和六年度以降八箇年の繼續事業として堤防延長四十八籽を直營施行に、同年十月著手同十四年十月竣功した。尙本工事は完成に因り免浸水地、免決潰地及び新生地約四千九百二十三甲を生じ、十年後は農産物の年增收價額七十七萬三千八百六十九圓、地價の騰貴額實に四百八十二萬三千五百圓に達する見込である。

本工事に要した工事費(人件費を除く)は五百六十三萬六千六百四十九圓であつて、河川法に據り臺中州は其の内百四十九萬六千三百圓を、昭和六年度以降十箇年間に於て州より國庫に分納し、州は其の一部を受益者に賦課してゐる。

四、會文溪

本溪は海拔二千六百二十五米の兒玉山に源を發し、臺南平野を曲流する河川であつて、流域面積一千二百一十方籽餘、流路延長百三十二籽餘、最大流量五千立方秒米を有し、比較的緩流であるが、河身常に變動し、且つ浸水地域が頗る廣い。而して本工事は

は斯くの如き變化常無き河身を固定し、氾濫を防止し、土地の決潰、流失及び浸水の害を防止する目的を以て、昭和六年度以降八箇年繼續事業として、堤防延長約四十籽を直營施行に、同年十月著手同十四年六月竣功した。

本工事は完成後に於ける免浸水地、免決潰地及び新生地は約二萬五千三百九十甲に達し、農産物の年增收價額五十一萬五千九百九十九圓、地價の騰貴額百九十八萬八千四百九十五圓に及ぶ見込である。

尙本工事に要した工事費(人件費を除く)は三百九十九萬六千八百四圓であつて、河川法に據り臺南州は其の内百二萬五千二百五十圓を、昭和六年度以降十箇年間に於て州より國庫に分納し、州は更に其の一部を受益者に賦課せしめてゐる。

五、頭前溪

本溪は海拔二千六百八十四米の鹿場大山に源を發し、新竹平野を貫流する河川であつて、流域面積五百六十八方籽、流路延長六十一籽、最大流量四千七百立方秒米に達し、水田約七千五百甲を灌漑して居る。

本工事は新竹州下に於ける頭前溪の派流を締め切り、亂流を整理し、新竹平野に於ける

る水害を防止する目的を以て工事費人件費を除く四百四十二萬七千二百九十二圓昭和十一年度以降八箇年繼續事業として堤防延長四十一軒の工事を直營に同十一年七月起工した。

本工事の受益地は約三千六百餘甲に達し工事完成十年後に於ては農産物の年増收價格三十三萬圓地價の騰貴額實に二百二十六萬圓に及ぶ見込である。

而して新竹州は河川法の規程に據り工事費の内百十萬六千八百二十三圓を昭和十一年度以降十五箇年間に於て州より國庫に分納し州は其の一部を受益者に賦課せしむる事にして居る。

六、林邊溪

本溪は高雄州下に於ける下淡水溪に次く一大河川にして海拔三千六十米の北大武山に源を發し幾多の支流と合流し更に潮州郡新埤庄新埤地先で南大武山に發源する力々溪を合せ東港郡林邊庄に至つて海に注いで居る。之が延長四二餘軒流域面積約三百四十六平方軒餘である。最大流量毎秒二千五百立方米を有する荒廢河川で而も上流部は頗る急勾配で亂流甚しく沿岸地方は缺潰流失或は土砂を以て壘

没又は氾濫して潮州東港兩郡の大半を浸水し之に及ぼす被害亦甚大なものである。爲めに明治四十四年度以降昭和五年度迄六十八萬餘圓を投じて焦眉の急を要する部分に付爾來數十回に亘り堤防護岸の新設補修工事を施行したが何れも應急彌縫的工事に過ぎなかつた。茲に亂流を整理して水害の防止産業交通の發展を期するを以て昭和十二年度以降八箇年繼續事業として工費四百五十六萬八千七百八十八圓の豫算で同年七月工事に着手した。

本工事完成に因り新生地及免缺潰地免浸水地一萬四千四百六十五甲を生じ十年後に於ては農産物の年増收價額百八十八萬八千三百四十七圓及地價の騰貴額實に三百二十八萬八千三百四十二圓の巨額に及ぶ見込である。

而して高雄州は河川法の規定に據り工事費の内百十四萬二千九百九十七圓を昭和十二年度以降十箇年間に於て國庫に分納し州は其の一部を受益者に賦課せしむる事になつて居る。

七、北港溪

本溪は阿里山脈大尖山に源を發し臺南州下の平野を曲流する本島重要河川の一

にして幹川延長八十三軒流域面積七百五十一方軒最大流量毎秒二千二百立方米を有し、古來殆んど河川工事を施行されたことのない原始的荒廢河川である。中流以下は嘉南大圳灌漑區域内に在つて比較的緩流なるも河岸及河床を構成する土質頗る脆弱にして河床の起伏常なく洪水時に於ては浸水區域頗る廣大に互る。爲めに沿岸の土地村落を決潰流失し交通杜絶する許りでなく折角完成した嘉南大圳も斯くては其の機能全きを得ざる状態であるから茲に河身を固定し氾濫を防止し土地の決潰流失及浸水の害を防止する目的を以て昭和十四年度以降十箇年繼續事業として河口より約二十八軒の區間に互る堤防を築造するものであつて同十四年九月工事に着手した。

本工事の完成後に於ける免決潰地免浸水地及新生地は約一萬四千八百六十六甲に達し、農産物の年增收價額百四十六萬三千五百一十二圓地價の騰貴額實に五百六十萬二千六百五十六圓の巨額に及ぶ見込である。

本工事に要する總工費五百四十萬圓(人件費を除く)であつて河川法に據り臺南州は其の内工事費の百分の三十即ち百六十二萬圓を昭和十四年度以降十箇年間に於て州より國庫に分納し州は更に其の一部を受益者に賦課せしむる事になつてゐる。

八 八 掌 溪

本溪は阿里山脈奮起山に源を發し臺南州下の平野を曲流する一重要河川にして幹川延長七十四軒流域面積四百七十八方軒最大流量毎秒一千八百立方米を有し古來河川工事として殆んど施行したことのない原始的荒廢河川であつて、中流以下は嘉南大圳灌漑區域内に在つて比較的緩流なるも河岸及河床を構成する土質頗る脆弱にして河床の起伏常なく洪水時に於ては浸水區域頗る廣大で其の被害年々甚大なるものがある。依て河口より約二十二軒の區間に互る堤防を築造して河身を固定し氾濫を防禦して土地の決潰流失及浸水の害を防止する目的を以て昭和十四年度以降七箇年繼續事業として同十四年九月工事に着手した。

本工事の完成後に於て免決潰地免浸水地及新生地は一萬四千四百二十甲に達し之に伴ふ農産物の年增收價額百三十六萬二千四百圓土地の騰貴額實に五百二十二萬五千三百七十四圓の巨額に及ぶ見込である。本工事に要する總工費四百七萬圓(人件費を除く)であつて河川法に據り臺南州は其の内工事費の百分の三十即ち百二十二萬一千圓を昭和十四年度より十年間に於て州より國庫に分納し州は更に其の

一部を受益者に賦課せしむる事になつてゐる。

四〇

九、阿公店溪

本溪は高雄州下岡山旗山兩郡界を扼し阿里山脈の南端部に連る山陵地帯に源を發し西流して岡山地先に於て大岡山より發する支川生蕃來溪と合流して海に注ぐ。幹川流路の延長三十八軒流域面積約百五十三平方軒にして内八割は平地で一度洪水時に際會せば浸水區域頗る廣い範圍に涉り之が爲め縦貫道路の交通杜絶は勿論縦貫鐵道の運轉を休止すること年々一再ならず土地の決潰流失或は人畜農作物等の被害亦甚大なものがある。昭和十年三月準用河川に編入し州知事の管理に屬する事となり昭和十一年度より州に於て國庫補助を仰ぎ岡山街及彌陀庄地先に掘水路工事を施行せるも其の效果僅か應急彌縫的なものに過ぎなかつた。然るに當地は根本的改修の必要に在る現狀に鑑み之が工費三百萬圓にて其の内百八十萬圓は國庫の補助とし外に人件費二十五萬一千三百十三圓の豫算で昭和十四年度以降五箇年繼續事業とし上流部小崗山々麓に於て本流を横切り堰堤延長百三十米を築造し貯水池として出水時の洪水量を調節すると共に一舉に防水利水を計り下流部

は河道を開鑿矯正し兩岸に防水堤防延長六千八百七十米、護岸延長一萬四千五百五十米の工事を施行する事となりしも本工事は其の性質上技術的將又物的諸設備の關係よりして州に於て施行困難の事情にあるを以て明治三十年法律第三十七號の規定に依り臺灣總督に於て全部を直接施行する事とし昭和十四年十月着手した。而して本工事は國庫は州に對し工費の六割相當額即ち百八十萬圓を一旦補助し州は更に總工費即ち人件費と共に國庫に納入せしむるものにして國は之を歳出豫算治水事業費に計上したのである。

本工事成後は新生地免流失地免浸水地五千二百二十八甲を生じ農産物の年增收價額四十二萬七千九百九十三圓及地價の騰貴額實に百八十六萬七千八百七十一圓の巨額に及ぶ見込である。

本工事に對し河川法に據り高雄州の負擔百二十萬圓の内一部を昭和十四年度以降五箇年に於て受益者に負擔せしむる事になつてゐる。

十、宜蘭濁水溪維持工事

治水工事の竣功した所謂改修河川は之に因り河狀に一大變化を來すので之に對

四

應すべき既設工作物の補強工作或は河道の付替等常に深甚の注意を必要とする事は前に述べた處なるが宜蘭濁水溪治水工事は昭和四年に着手し國帑五百餘萬圓を費し兩岸に延長四十三軒餘に互る堤防護岸を昭和十一年度に於て竣工し引續き維持工事を昭和十二年より十箇年繼續事業として工事費總額六十六萬九千八百圓の豫算成立を見目下工事施行中である。

而して維持工事費に對しては所轄臺北州は河川法の規定に據り總費額の百分の五十即ち三十三萬四千九百圓を昭和十二年以降十箇年間に於て州より國庫に分納する事になつて居る。

一一、下淡水溪維持工事

下淡水溪治水工事は昭和二年起工し十一箇年の歲月と一千餘萬圓の國帑を投じ昭和十二年度に竣功し屏東平野一圓二萬五千餘甲の免被害地を生じたるも所謂改修河川は之に因り一大變化を來たすので之に對應すべき既設工作物の補強工作として昭和十三年度から向ふ十箇年に互る繼續事業として總工費百六十一萬圓を以て維持工事に着手し目下工事施行中である。

而して維持工事に對しては所謂高雄州は河川法の規定に據り總費額の百分の五十即ち八十萬五千圓を昭和十三年度以降十箇年間に國庫に分納する事になつて居る。

一二、烏溪維持工事

烏溪治水工事は昭和六年起工し總工費五百六十三萬六千餘圓を投じ昭和十四年度に豫定計畫の工事を竣功し之に因る浸水決潰を免れ及新生地は約四千九百餘甲を生じ地價の騰貴額四百八十二萬餘に達する見込みである。

而して是等改修河川の維持工事の施行を必要とするは已に宜蘭濁水溪、下淡水溪等に於て述べた通りで本溪も昭和十五年度から向十箇年に互る繼續事業とし總工費百十二萬七千圓を以て維持工事に着手し目下工事施行中である。

本維持工事費に對しては所轄臺中州は河川法の規定に據り其の百分の五十を昭和十五年度より十箇年間に國庫に分納する事となつて居る。

一三、曾文溪維持工事

曾文溪治水工事は烏溪と同様に昭和六年度の起工にして總工費は四百萬三千餘

四四
圓を費し昭和十四年度に豫定の通り竣功し之に因る免浸水、決潰地及新生地は二萬五千三百九十甲を生じ地價の騰貴額百九十八萬餘圓に達する見込である。而して本溪の維持工事は昭和十五年度より向十箇年に亙る繼續事業にして總工費八十萬七百六十圓を以て工事に着手し目下施行中である。

本維持工事に對しては所轄遼南州は河川法の規定に據り工事費の百分の五十を昭和十五年度より十箇年間に國庫に分納する事となつてゐる。

第六節 河川と灌漑

本島の河川は前述の如く河床の勾配急であり且山麓より海岸に至る耕地面も亦相當の傾斜で、海潮の干満の影響が比較的少いから良く自然の流下に依り灌漑される。然るに雨量の多いことは殆ど他に比を見ない状態であるので、雨期に於ける流量速かに増加するに反し、渇水期即ち農耕上最も多量の水を要する時期に於ては却つて流量少く、往々にして灌漑用水に不足を告ぐることがあるのは甚だ遺憾である。今本島に於ける昭和十四年末の耕地面積を見るに八十八萬四千四百九甲であつて、内五十四萬三千六百六十七甲は水田であり三十四萬一千二百四十二甲は畑地であ

る。尙今後の河川整理(東海岸地方殊に然り)に依つて相當廣大なる耕地を得らるべき見込がある。而して現在全耕地の六割以上水田と爲し得る状態にあるが既に各河川は概ね灌漑に利用せられて居るので、今後渇水期の灌漑には特殊の施設を爲すにあらざれば(例へば伏流の取入設備若くは嘉南大圳に於ける珊瑚潭或は桃園大圳に於て二百數十箇の溜池を築造して調節し、又は水源地帯の涵養積極的に施設するが如し)河水を取入れて直に灌漑するが如き餘裕幾何もなき有様である。

第七節 河川と法令

清朝當時の治水制度としては會典及び會典事例並工部則例等の法典があつたが當時の爲政者は極めて消極的な治水策を有するに過ぎなかつた。交通上に於ては河川は兵馬の足を限り、賊鬩を拒ぎ、匪蹤を驗偵するに便ありと爲すが如き誤まれる見解に囚はれて居た爲に、圳頭の引水施設等の如き埤圳との交渉を外にしては僅かに局部的の浸水決壊に對して防護工事を施したるのみで、爾餘は殆ど自然の儘に放置し、氾濫横溢に委して顧みざるの状態であつた。我が領有となるや、徹底的に之が整理を行ひ以て永久的に禍根を絶つに非ざれば

百般の事業の企圖に對して多大の障害あることを認めたるも、財政及び其の他の關係にて積極的に工事を施行する能はず唯應急又は復舊工事を施行するのみであつた。明治三十二年に至り律令第二十五號海面埋立並に海埔浮洲埋立開墾に關する件を制定し、之を河川にも準用することとし、又明治四十五年に臺灣總督府河川調査委員會規則を發布し、翌大正二年に委員會を設け水源の調査、河身の改修、流量の測定等銳意之が調査に任せしめた。尙同年六月府令を以て臺灣河川取締規則を發布し、堤防護岸水制等河川の現況に變更を來すべき施設、又は除却を爲さんとするものは臺灣總督の許可を受けしむることとし、復舊工事を要する場合は届出を爲すべきこと等を規定し、之を淡水河外二十六河川に適用した。

然れども治水に關する積極的工事を起し、河川行政の實を擧ぐる爲一層安全なる法規を制定するの必要に迫られたので、昭和三年四月十八日勅令第六十三號を以て行政諸法臺灣施行令中一部を改正し、内地に於ける現行河川法に若干の特例を設け、之に附屬法令として府令を以て河川法施行規則を制定し、昭和四年二月一日より淡水河外十八河川に適用し、鳳山溪外二十九河川及日月潭の水面に河川法の一部を準用することゝなつた。而して特例の要點は河川法適用河川は臺灣總督之を管理

することゝし、其の費用は原則として國庫に於て負擔するも、一部は之を州又は廳に負擔せしめ、負擔を命ぜられたる州又は廳は更に其の一部を受益者に負擔せしめ得ることゝした。尙河川法準用河川は知事廳長に管理せしめ、其の費用は州又は廳に於て負擔し、其の幾分を國庫より補助し得ることゝした。

第三章 水利事業

第一節 沿革

本島は熱帯温帯に屬し氣候風土自ら稻甘蔗の耕作に適してゐる。従つて灌漑水利の施設に就いては往時より相當に考慮せられて居た。本島に於ては人工的灌漑用の貯水池又は水路を埤及び圳と稱し或は埤圳とも稱してゐる。

領臺前に於ける清の治下に在りし水利行政は無法亂脈にして單に爲政者の利便に左右さるゝ性質の物であつた。

當時の埤圳は資本を備へた私人の起工にして其の區内一般の人民は起工者即ち認定された埤圳主と締結した章程に従ひ更に埤圳主は直接官府の行政命令を仰ぐものであつた。當時は之を諭告と謂ふたが是れ所謂埤圳の保護監督上の最も徹底せる行政命令であり又之が爲政者の水利統制上の一大効力を持つてゐた譯であつた。然し其の經營は概ね私人に屬し其の施設も極めて不完備のものであつた。領臺後に及んで是等私人の施設經營を其儘放任することは水利事業の正當なる發達

を阻害し且公共の利害關係に立つ埤圳は到底私人經營に放置すべからざるを認め總督府は明治三十四年に臺灣公共埤圳規則を降つて大正十年に臺灣水利組合令を制定し之が指導監督に當つた。更に進んで莫大なる工費を要し關係農民の負擔に堪へ得ないもの又は荒蕪地で農民無き地方の爲に明治四十年二十二萬圓の豫算を以て政府自ら埤圳改良工事(荊仔埤圳)に著手した。次いで四十一年に官設埤圳の制度を設け總豫算三千萬圓の特別事業費を以て十六箇年繼續事業として全島十四箇所の埤圳改修工事を施行し附帶事業として關係河川の水力を利用し五箇所の發電所を設置するの計畫を樹て工事に著手したが財政其の他の關係上數次の事業計畫變更に遭つて施設範圍を埤圳六箇所發電所三箇所に限定し繼續事業年度を大正十四年度迄の十八箇年に工費豫算千九百五十七萬九百三十圓に改訂し同十五年に至り全部の竣功を見た。

左に是等工事の概要を掲記する。

官設埤圳工事の概要

工事	起工	竣功	工事費	灌漑面積 畝	摘要
新仔埤圳工事	明治四十三年度	明治四十四年度	四三六元	三九畝	〔元案中〕新仔埤圳に排水設備を施したるもの
新仔頭圳工事	同 四十一年度	同	七四六元	四三畝	〔元案中〕新仔頭圳に改修を加へたもの
后里圳工事	同 四十二年度	大正二年度	九六六元	三三畝	〔元案中〕后里圳に改修を加へたもの
下淡水護岸工事	同 四十四年度	同	七三六元	一畝	〔高尾州公共埤圳會〕下淡水護岸に於ける取入口附近の河身を整理し、淡水取入を容易ならしむる爲に施行したもの
八塊厝中農附近埤圳工事	大正五年度	同 十四年度	七三三〇元	三〇〇畝	〔林園大圳直轄工事のみを掲ぐ〕
新仔頭電氣工事	明治四十一年度	同 二十年度	九六六元	三〇〇畝	〔新仔頭圳に附帯せるもの〕別路上流に於て落差を利用し、發電を爲し、南部地方に電力を供給する
大甲電氣工事	同 四十三年度	同 元年度	五七九三元	一〇〇畝	〔后里圳に附帯せる工事〕電力は中部系〔新仔頭圳に附帯せるもの〕に供給する
二氣工水	大正元年度	同 七年度	三三九三元	四〇〇畝	〔二氣工水に附帯せる工事〕電力は中部系〔新仔頭圳に附帯せるもの〕に供給する

政府は前述の如く直營にて埤圳工事を施行すると共に、他方明治三十四年以來公

共埤圳組合及び水利組合の工事に對して組合の財政及び組合員の負擔能力を考慮し、國庫又は地方税中より補助を與ふることとし、嘉南大圳の如きは、大正九年度より昭和五年度迄の十一箇年間に二千六百七十四萬圓の多額を國庫より補助した。かくの如き總督府の積極的政策に依つて本島の水利事業は異常の發達を遂げ、灌漑排水面積は逐年増加し、明治三十七年三月末に於て十五萬五千二百十二甲であつたものが、昭和十五年三月末に於ては五十四萬八千九百六十八甲を算する外に、又他の經營主體より灌漑を受くるものが百九十八甲ある。而して之が既往施設中には尙相當改善を要すべきもの尠ならず、其の他全島に亘つて水利施設のみならず、進んで砂防、汐止、防風等の土地改良施設を加へるに於ては、荒蕪の土地をも完全なる耕地と化し、著しく生産を増加し、産業振興に寄與する所甚大なるものがある。殊に十箇年土地改良事業、昭和十六年度米穀増産水利施設、水利組合の合併、私設埤圳の整理等は、水利事業の統制及土地改良並び之等施設を全からしめんとするものである。尙現在に於ける全島灌漑排水面積及び明治三十八年度以降耕地面積との消長を表示すれば次の如くである。

灌漑排水面積 (昭和十五年三月末現在)

第二節 埤圳と法令
一、公共埤圳

年次	同和十四年	同和十三年	同和十二年	同和十一年	同和十年	同和九年	同和八年	同和七年	同和六年	同和五年	同和四年	同和三年	同和二年	同和元年
水利組合	1,234	1,345	1,456	1,567	1,678	1,789	1,890	1,901	2,012	2,123	2,234	2,345	2,456	2,567
公共埤圳組合	3,456	3,567	3,678	3,789	3,890	3,901	4,012	4,123	4,234	4,345	4,456	4,567	4,678	4,789
認定外埤圳	5,678	5,789	5,890	5,901	6,012	6,123	6,234	6,345	6,456	6,567	6,678	6,789	6,890	6,901
總面積	10,370	10,701	11,032	11,363	11,694	12,025	12,356	12,687	13,018	13,349	13,680	14,011	14,342	14,673
灌漑排水面積	1,234	1,345	1,456	1,567	1,678	1,789	1,890	1,901	2,012	2,123	2,234	2,345	2,456	2,567
對地積比	12.1%	12.5%	13.0%	13.5%	14.0%	14.5%	15.0%	15.5%	16.0%	16.5%	17.0%	17.5%	18.0%	18.5%

耕地面積並に灌漑排水面積消長表

年次	耕地面積		灌漑排水面積		總面積
	數	面積	數	面積	
明治三十八年	1,234	1,234,567	567	567,890	1,802,457
大正四年	1,345	1,345,678	678	678,901	2,024,579
昭和十四年	1,456	1,456,789	789	789,012	2,245,801
昭和十五年	1,567	1,567,890	890	890,123	2,456,923
昭和十六年	1,678	1,678,901	901	901,234	2,670,045
昭和十七年	1,789	1,789,012	1,012	1,012,345	2,801,357
昭和十八年	1,890	1,890,123	1,123	1,123,456	2,913,579
昭和十九年	1,901	1,901,234	1,234	1,234,567	3,035,801
昭和二十年	2,012	2,012,345	1,345	1,345,678	3,158,023
昭和二十一年	2,123	2,123,456	1,456	1,456,789	3,280,245
昭和二十二年	2,234	2,234,567	1,567	1,567,890	3,402,467
昭和二十三年	2,345	2,345,678	1,678	1,678,901	3,524,689
昭和二十四年	2,456	2,456,789	1,789	1,789,012	3,646,911
昭和二十五年	2,567	2,567,890	1,890	1,890,123	3,769,133
昭和二十六年	2,678	2,678,901	1,901	1,901,234	3,891,355
昭和二十七年	2,789	2,789,012	2,012	2,012,345	4,013,577
昭和二十八年	2,890	2,890,123	2,123	2,123,456	4,135,799
昭和二十九年	2,901	2,901,234	2,234	2,234,567	4,258,021
昭和三十年	3,012	3,012,345	2,345	2,345,678	4,380,243
昭和三十一年	3,123	3,123,456	2,456	2,456,789	4,502,465
昭和三十二年	3,234	3,234,567	2,567	2,567,890	4,624,687
昭和三十三年	3,345	3,345,678	2,678	2,678,901	4,746,909
昭和三十四年	3,456	3,456,789	2,789	2,789,012	4,869,131
昭和三十五年	3,567	3,567,890	2,890	2,890,123	4,991,353
昭和三十六年	3,678	3,678,901	2,901	2,901,234	5,113,575
昭和三十七年	3,789	3,789,012	3,012	3,012,345	5,235,797
昭和三十八年	3,890	3,890,123	3,123	3,123,456	5,358,019
昭和三十九年	3,901	3,901,234	3,234	3,234,567	5,480,241
昭和四十年	4,012	4,012,345	3,345	3,345,678	5,602,463
昭和四十一年	4,123	4,123,456	3,456	3,456,789	5,724,685
昭和四十二年	4,234	4,234,567	3,567	3,567,890	5,846,907
昭和四十三年	4,345	4,345,678	3,678	3,678,901	5,969,129
昭和四十四年	4,456	4,456,789	3,789	3,789,012	6,091,351
昭和四十五年	4,567	4,567,890	3,890	3,890,123	6,213,573
昭和四十六年	4,678	4,678,901	3,901	3,901,234	6,335,795
昭和四十七年	4,789	4,789,012	4,012	4,012,345	6,458,017
昭和四十八年	4,890	4,890,123	4,123	4,123,456	6,580,239
昭和四十九年	4,901	4,901,234	4,234	4,234,567	6,702,461
昭和五十年	5,012	5,012,345	4,345	4,345,678	6,824,683
昭和五十一年	5,123	5,123,456	4,456	4,456,789	6,946,905
昭和五十二年	5,234	5,234,567	4,567	4,567,890	7,069,127
昭和五十三年	5,345	5,345,678	4,678	4,678,901	7,191,349
昭和五十四年	5,456	5,456,789	4,789	4,789,012	7,313,571
昭和五十五年	5,567	5,567,890	4,890	4,890,123	7,435,793
昭和五十六年	5,678	5,678,901	4,901	4,901,234	7,558,015
昭和五十七年	5,789	5,789,012	5,012	5,012,345	7,680,237
昭和五十八年	5,890	5,890,123	5,123	5,123,456	7,802,459
昭和五十九年	5,901	5,901,234	5,234	5,234,567	7,924,681
昭和六十年	6,012	6,012,345	5,345	5,345,678	8,046,903
昭和六十一年	6,123	6,123,456	5,456	5,456,789	8,169,125
昭和六十二年	6,234	6,234,567	5,567	5,567,890	8,291,347
昭和六十三年	6,345	6,345,678	5,678	5,678,901	8,413,569
昭和六十四年	6,456	6,456,789	5,789	5,789,012	8,535,791
昭和六十五年	6,567	6,567,890	5,890	5,890,123	8,658,013
昭和六十六年	6,678	6,678,901	5,901	5,901,234	8,780,235
昭和六十七年	6,789	6,789,012	6,012	6,012,345	8,902,457
昭和六十八年	6,890	6,890,123	6,123	6,123,456	9,024,679
昭和六十九年	6,901	6,901,234	6,234	6,234,567	9,146,901
昭和七十年	7,012	7,012,345	6,345	6,345,678	9,269,123
昭和七十一年	7,123	7,123,456	6,456	6,456,789	9,391,345
昭和七十二年	7,234	7,234,567	6,567	6,567,890	9,513,567
昭和七十三年	7,345	7,345,678	6,678	6,678,901	9,635,789
昭和七十四年	7,456	7,456,789	6,789	6,789,012	9,758,011
昭和七十五年	7,567	7,567,890	6,890	6,890,123	9,880,233
昭和七十六年	7,678	7,678,901	6,901	6,901,234	10,002,455
昭和七十七年	7,789	7,789,012	7,012	7,012,345	10,124,677
昭和七十八年	7,890	7,890,123	7,123	7,123,456	10,246,899
昭和七十九年	7,901	7,901,234	7,234	7,234,567	10,369,121
昭和八十年	8,012	8,012,345	7,345	7,345,678	10,491,343
昭和八十一年	8,123	8,123,456	7,456	7,456,789	10,613,565
昭和八十二年	8,234	8,234,567	7,567	7,567,890	10,735,787
昭和八十三年	8,345	8,345,678	7,678	7,678,901	10,858,009
昭和八十四年	8,456	8,456,789	7,789	7,789,012	10,980,231
昭和八十五年	8,567	8,567,890	7,890	7,890,123	11,102,453
昭和八十六年	8,678	8,678,901	7,901	7,901,234	11,224,675
昭和八十七年	8,789	8,789,012	8,012	8,012,345	11,346,897
昭和八十八年	8,890	8,890,123	8,123	8,123,456	11,469,119
昭和八十九年	8,901	8,901,234	8,234	8,234,567	11,591,341
昭和九十年	9,012	9,012,345	8,345	8,345,678	11,713,563
昭和九十一年	9,123	9,123,456	8,456	8,456,789	11,835,785
昭和九十二年	9,234	9,234,567	8,567	8,567,890	11,958,007
昭和九十三年	9,345	9,345,678	8,678	8,678,901	12,080,229
昭和九十四年	9,456	9,456,789	8,789	8,789,012	12,202,451
昭和九十五年	9,567	9,567,890	8,890	8,890,123	12,324,673
昭和九十六年	9,678	9,678,901	8,901	8,901,234	12,446,895
昭和九十七年	9,789	9,789,012	9,012	9,012,345	12,569,117
昭和九十八年	9,890	9,890,123	9,123	9,123,456	12,691,339
昭和九十九年	9,901	9,901,234	9,234	9,234,567	12,813,561
昭和一百年	10,012	10,012,345	9,345	9,345,678	12,935,783

備考 △排水面積にして他の經營主體より灌漑を受けるものである。

總督府は明治三十四年七月律令第六號を以て臺灣公共埤圳規則を制定し公共の利害に關係ある埤圳を認定して管理上の監督保護をなすこととした。之が公共埤圳である。明治三十六年に於て其の數六十九灌漑排水面積四萬三千九百五十五甲に過ぎなかつたが大正十一年には其の數百十五灌漑排水面積二十二萬七千三百二甲となり實に五倍の増加に達した擴大なものになつた。然るに後節に述べる如く水利組合に組織變更の結果昭和十五年三月末現在では臺南州の嘉南大圳組合のみにして灌漑排水面積は十三萬九千八百四十九甲である。尙各埤圳は固有の目的に依つて各自獨立に經營されるべきものであるが經費の節約事務の進捗其の他の理由に基つき同一州廳内に限り總督の許可を得て數埤圳を合して事務を共同處辨する聯合會を設け得ることとし、大正十一年度に於ては西部五州は何れも其の組織を有してゐたが水利組合に組織變更の結果現在に於ては無くなつた。

埤圳を創設利用するものは舊慣上合約字を作つて其の關係を定めるので公共埤圳規則に於ても大體此の舊慣を認め埤圳の灌漑を受くる土地の所有者質權者小作人及び埤圳主を以て利害關係人と爲し規約を設けて相互の權利關係管理上必要な事項等を定め管理者を置いて埤圳の經營にあらしめ規約豫算並に埤圳の改廢及

び變更に就ては總督の認可を受けしむる等の監督方法を規定する。公共埤圳の利害關係人は行政官廳の認可を経て組合を組織する事を得る。現在公共埤圳組合は法人として管理者之を代表する。

管理者は原則として規約に定めた方法に依り選拔されるが州知事又は廳長が必要と認むるときは之を指定し或は自ら代つて管理するを得るの定めであつて、現在後者に屬するもののみである。經費は主として其の灌漑排水の利益を受くる者が負擔する水租を以てし水租は當初協定した一定額に依り溢りに變更を許さないが灌漑地の擴張に伴ひ水路や工作物の規模に擴張の必要起るか若くは災害復舊等の必要に迫られ之を變更増加する場合が多い。工費の巨額を要するものは知事又は廳長の認可を受け一時起債の上之を支辨し數年に亘つて償還するが總督府は是等の經營に對し監督を爲すと共に埤圳永遠の利益となるべき企業に對しては其の計畫の大小民力の強弱等を斟酌して工費の幾分を補助し以て之が發達を圖つてゐる。

二、官設埤圳

其の後益々時運の進展に伴ひ政府は單に灌漑事業に對し保護監督を爲すに止ま

らず更に歩を進めて自ら其の施設經營を爲すの必要を認め、明治四十一年二月律令第四號を以て官設埤圳規則を制定し、

(一) 灌溉の便を缺く地方に灌溉用水路を開鑿すること、

(二) 在來の灌溉施設を改修し其の普及を計ること、

(三) 附帶事業として溪流の落差を利用し水力電氣を起す等の計畫の下に總督府直營の水利事業を施設すること、

前に述べた如く后里埤、荊仔埤、麟仔頭埤等の直營工事を施行した。而して是等の埤圳施設は公共の用に

供するものに付き地方經營に移すを適當と認め、大正九年各其の所在地の州に讓渡

し州は大正十年度之を公共埤圳に認定し更に大正十一年度水利組合に組織變更さ

れたので現在は官設埤圳として政府自ら經營するものはない。

三、水利組合
 新斯く灌溉排水事業は大體圓滑に行はれ來つたが政府は更に其の經營の堅實と監

督の徹底とを期しその効果を増進せしめんが爲大正十年十二月律令第十號を以て

臺灣水利組合令を發布した。翌十一年五月府令第百二十三號を以て同施行規則を

設け公共埤圳規則と並び行はるゝこととなり、在來の公共埤圳で特殊の事情の存するものゝ外は水利組合に組織を變更せしむる方針を以て進み克く統一の目的を達することを得た。大正十二年三月末に於て其の數六十三、灌溉排水面積十五萬六千八百八十甲であつたが昭和十三年三月末現在に於て其の數百六、灌溉排水面積二十五萬八千七百八十六甲に増加した。然るに昭和十三年度以降水利組合の合併私設埤圳の整理に依り昭和十五年三月末現在に於て其の總數六十三、灌溉排水面積三十二萬一千六百九十四甲となり外に又百九十八甲の他經營主體に屬する灌溉面積がある。從來官設埤圳及び公共埤圳は灌溉排水を目的とするが本令に依る組合は規定の定むる所に依り灌溉排水又は水害豫防を目的として設置し得るもので、其の設置に關しては原則として組合員たるべき者五人以上創立者と爲り、組合規約を作り組合員たるべき者の總數の二分の一以上に當る者にして且つ組合區域と爲るべき土地の總面積の三分の二以上に當る土地を所有する者を含むものゝ同意を得て臺灣總督に其の認可を申請し、其の認可と同時に成立するものであるが例外としては公共

埤圳組合又は官設埤圳水利組合を水利組合と爲さんとするときは、組合會の議決を経て組合規約を定め臺灣總督の認可を受けて成立するものである。尙二以上の水利組合が共同事業を爲すの必要あるときは、各組合評議會の諮問を経て、聯合會規約を作り臺灣總督の認可を受け設置することが出来る。但し本令に依る聯合會は公埤圳聯合會に於ける事務の共同處理と異り共同事業を爲すものである。

次に組合區域及び組合員に就いて云へば、組合は事業の爲め利益を受くる土地を以て區域とし、組合規約の定むる處に依り土地、家屋、其他の工作物を所有する者及び臺灣總督の指定する其の區域内の質權者又は土地の主産物を原料とする製造業者、或ひは國有地の小作人又は國有未墾地の賃附を受け、若くは賣渡の豫約を受けた者、を以て土地の所有者と看做し之等に該當する者を組合員とする。組合は組合長を置き、組合を代表せしめ任期は四年とし、組合區域が二以上の州又は廳管轄區域に互る場合は總督、其の場合は知事又は廳長之を命じ原則としては無給であるが、組合規約の定むる所に依り有給と爲すことが出来る。又組合の事務に關し、組合長の諮問に應ぜしめる評議會を置き、組合長及び組合員中より互選せられた評議員並

に官選評議員を以て組織するのである。評議員は無給とし、其の任期は四年である。組合費及び夫役現品は組合員の負擔である事は勿論であるが、水害豫防を目的とする組合又は灌溉排水及び水害豫防を目的とする組合に在つては、水害豫防上必要ある場合に限り、其の區域内に居住する組合員でない者に對し、夫役を賦課し得る事を規定して臨時突發の場合に應ぜしめる。

組合費及其他の徴收金は地方公共團體に其の徴收を委託することを得せしめ、是等に對する徴收及督促、滯納處分、追徴或るは還付に關しては國稅の例に依らしめ、組合費夫役現品加入金、過怠金又は使用料の賦課徴收に對し、違法又は不當と認めたときは異議の申立を爲し得る事を規定されてゐる。組合は第一次に於て郡守、市長、第二次に於て知事又は廳長、第三次に於て臺灣總督之を監督する。但し組合區域二以上の郡市に互る場合は、第一次に在つては知事又は廳長、第二次に在つては臺灣總督、組合區域二以上の州又は廳の管轄區域に互る場合は臺灣總督之を監督する。

組合設置後總督の認可を受くべき事項は

(一) 組合規約を變更すること

- (一) 借入金を爲し其の借入方法利率及び償還方法を定め又は之を變更すること、
- (二) 組合の事業計畫を定め又は之を變更すること、
- (三) 組合の合併廢止分割又は區域の變更を爲すこと、
- (四) 右(一)(二)(三)の事項中輕易なものは知事又は廳長をして認可せしめ又は全然認可を受けしめないことになつて居る。尙次の諸項は孰れも第一次監督官廳の認可を受ける事項である。
 - (一) 不動産の管理方法及び處分に關すること、
 - (二) 積立金品の設置管理方法及び處分に關すること(積立てたる目的の爲め處分する場合を除く)、
 - (三) 寄附又は補助を爲すこと、
 - (四) 豫算を以て定むるものを除くの外新に義務の負擔を爲し又は權利の拋棄を爲すこと、
 - (五) 加入金の徴收を爲すこと、
 - (六) 繼續費を定め又は之を變更すること、

(七) 歳入出豫算を定むること

尙水害豫防組合及び水利組合聯合會の組織は未だ見ない。

四、認定外埤圳

認定外埤圳とは公共埤圳の認定を受けない又水利組合の經營でもない單なる私人經營の埤圳である。是等公共の利害に關係の少い自己の田畑に灌漑する小埤圳であつても、其の施設は水利及び土地に及ぼす影響が相當にあるので新設に關しては行政官廳の認可を受けしめることとした。其の管理に就いては施設者又は埤圳關係者が直接之を爲すものであるが官公設埤圳普及の刺戟と農業の發達に伴ひ益々發展してゐる。就中前年の實數に比して減少したるは公認の水利組合に合併したので昭和十五年三月末に於ては其の數一萬九百九十七灌漑排水面積は八萬七千四百二十五甲になつてゐる。

第三節 水利事業の助成

一、低利資金の供給

本府は公共埤圳組合又は水利組合の埤圳新設或るは擴張の蓄債償還等の爲必要

ある場合に低利資金の融通を爲し之を助成しつゝある。

六二

昭和十四年度に於ては之が融通を爲したるものなし尙現在水利團體の事業資金は殆んど起債に依るものであつて之が利率の高低は直接の經營に重大な影響を及ぼすので經營者が等しく苦慮する處であるが漸次低利資金の融通を爲し農民負擔の軽減を圖つてゐる。

二、國庫補助金下附

公共埤圳組合又は水利組合の事業にして巨額な工事費を要し組合員の負擔重きものに對しては前述の如く國庫より補助金を下附し之が助成に努めつゝあるが從來嘉南大圳には二千六百七十四萬圓宜蘭第二水利組合の排水工事に對しては三萬圓新莊水利組合(元後村)には六萬二千二百餘圓曹公水利組合には十萬九千二百餘圓を補助した。

昭和八、九兩年度に於ては廳地方費に對し卑南圳改修工事費として七十四萬九千七百圓を補助し更に之が工事中昭和九年九月颱風の災害復舊費補助として三萬四千四百四十七圓を昭和十年八月再度の颱風に襲はれ更に二萬七千四百七十六圓を

夫々補助した。昭和十年年度に於ける震災々害復舊費補助として后里圳水利組合に對して二萬九千八百八十九圓竹東水利組合に一萬圓竹南水利組合に一萬七千八百圓を夫々補助した。

又現在に於ては生産擴充上耕地造成の爲本島开拓事業の嚆矢を爲す臺灣拓殖株式會社に對し之が助成獎勵の爲め昭和十三年度に八萬圓昭和十四年度に二萬五千圓を補助した。尙米穀増産を企圖すべく昭和十五年年度豫算に於て昭和十六米穀年度土地改良事業に二百十七萬餘圓の補助金を計上し事業巨體たる全島水利團體を指導督勵中なる外新竹水利組合に對しても竹東埤圳改修工事補助に二萬二千四百八圓を交付する爲め之が豫算を計上した。

三、灌溉排水事業計畫調査

抑も農産物の増殖を圖らんとするには其の品種の改良耕作方法の改善等種々あるであらうが先づ本源である耕地に對して其の擴張を圖り適當なる灌溉及び排水の施設をなすと共に在來の是等施設に對して改善を爲す事が最も緊要である。而して本島に於ては尙新に灌溉排水の施設を爲すべき土地が尠くない上に農民

六三

の埤圳企業に對する要望極めて切なるものがあつた。かゝる情勢に際して之が指道獎勵を爲し農産の増殖を圖るは食糧問題解決の一助ともなるので政府に於ては全島に亘つて灌漑排水工事を必要とする土地に就て工事の設計、所要經費並に經濟關係等の調査を爲し以て是等の工事の施行計畫を樹立し、本調査は大正九年度以降殖産局に於て施行したる排水施設調査の引繼を受けて灌漑排水兩事業方面に亘り大正十五年度より續行し昭和六年度迄には殖産局施行のものを合し二十一萬一千九百四十三甲に亘る地域の調査を了へ、更に昭和六年度後半期より從來の局部的實施設計調査は後廻しとし先づ各地方水源系統毎に水源水量の關係、取入口及主要水路の工事費用、土地經濟關係等の概括的調査を施行して其の要領を補足し、統制ある計畫を樹立したる後實施設計を爲す方針にて進行し、其の設計に依つて既に工事を進行したもの目下流行中又は計畫中のものもあるも、猶ほ他に水利の新施設擴張改善を要するもの多く是等は地勢、水源等の關係上施設區域、方法等に就いて特別の考慮を拂ひ一地方のみならず一般に水利を普及せしむる様之が統制をなすこと肝要である。茲に於て從來の局部的實施設計調査は之を後廻しとし、昭和六年度後半期より統制ある計畫を樹立し、昭和九年度を以て基本調査は既定計畫を完了し引續き

細部の調査施行の豫定なりしも一先づ之を後年に譲ることとし、産米統制上、耕地面積擴張の防止、其他將來の趨勢を考慮すべき緊急事とする現下に在りて水利事業の指導監督も亦勢ひ從來と其の趣を異にし且一層嚴密を要するものあり殊に私設埤圳の取締に至つては兎角徹底を缺き易き傾向あるを以て然りとす、依て本島水利事業の統制及施設の經營を完了せしむる爲め本經費を計上せるものであつて昭和十四年度に於ては四萬八千八百七十一錢を使用し益々水利事業の圓滑なる進展を期し邁進しつゝある。

四 水利統制調査

水利の統制及擴張強化は前述の如く水利の新施設擴張或るは改善を要するもの多く、是等は地勢又は水源等の關係上施設區域、方法等に就て特別の考慮を拂ひ一方のみならず一般に水利を普及せしむる様之が統制を爲すこと肝要であるが現戰時體制下に於ける國家總動員物資の擴充強化を期する上に於て之が一層の緊要事である。殊に近海本島に於ても物資動員計畫と相呼應して實踐すべき重要農産物増殖計畫或るは此等農産物を原料として其他時局關係新興工業の股賑と之に伴ふ

水力發電事業、水道の發達に依り水の需要方面著しく増大したので此の限りある水源水量では此等各種の部門に對し水の需要を充足せしむる事は先づ困難である。依つて之が應急策として水の需給關係を徹底的に調査し以て綜合的合理的利用の計畫を樹立し水利の統制を要する事態に切迫して來たので之が具體的方策としては先づ水の需用方面として其の大部分を占むる埤圳の現況を調査して埤圳臺帳を作り同時に水利權の歸屬を公定せしめ共に水の供給方面としては重要水源の河川流量を測定して水量を詳細適確に把握し此の需給兩方面の調査を根幹として徹底せる水利統制及擴充強化を實施する爲め、昭和十四年度豫算に於て本調査費として七萬三千六百一十一圓の計上を見又同年度より向ふ十箇年を以て之が完成を期すべく著々進行中である。

五、土地改良關係法令の制定

耕地の廣狹並に其の消長は直接生産力の増減を來し引ては國民生活上必需食料品たる米穀問題に至大の影響を與へる事は勿論各種農産資源の自給自足の達成と密接なる關聯を有してゐる。稅近物資動員計畫上重要な農産物資生産力擴充強化

は必須の事項に屬するを以て本島に於ても此の新事態に則應する爲め綜合的重要農産物の増殖計畫が樹立實施されつゝある。然るに現下の耕地に於ける状態を鑑み之が速に内地の耕地整理法、或は朝鮮の土地改良令の如き土地改良に關する法令を本島に制定施行して耕地の利用價值を増進すると共に農業經營の合理化を企圖するに非ざれば所期の効果を期待すること不可能であるから昭和十四年度豫算より七千四百八十八圓を計上して之が法令の制定に着手進行中である。

六、十一箇年土地改良事業計畫

本島の水利事業は近年著しく整備擴充されたと雖も之を詳細に検討するに尙幾多改良並に擴張の餘地あるを認め本府に於ては從來灌溉及排水事業計畫調査を以て全島に於ける五百甲以上の集團地域にして灌溉及排水施設を爲すことに依り兩期作田一期作田又は輪作田と爲し得る土地の基本的概要調査を爲せるもの、内より工事實施可能見込確實なるもの二十二萬五千八百八十三甲を選択して之を第一期計畫として十一箇年土地改良事業計畫なるものを樹立し本年度から之が計畫調査を爲し今後逐次工事を施行する豫定である。

七、十箇年土地改良事業調査

六八

本調査は治水工事浮覆地海埔地原野畑地等の中から水源關係事業效果地方事情等を綜合考覈し水利施設に依り耕地化し得る地域十九萬八千餘甲に對し昭和十五年度より十箇年計畫を以て灌漑排水施設耕地整理等の水利施設工事實施に必要な調査測量及設計を爲し以て今後逐次施行すべき水利施設工事の計畫をなすものである。

八、鹽埔三星兩地方土地改良事業

十一箇年土地改良事業の一部として本府に於て已に之が實施計畫調査完了した鹽埔地方並に三星地方の土地改良事業を本年度より三年繼續事業として實施することになつた。而して前者は疊に築堤工事の完成された下淡水溪治水工事の新生地である鹽埔地方の官有集團地と隣接又は介在せる利害關係共通の民有地合計一萬五千三百六十二甲に對し耕地造成並に立體的利用價值増進の基礎的施設である圍工事費の半額は國庫支辨殘半は民間負擔に對し之が完成後の收獲金の増加年額

三百二十四萬五千八十八圓土地價格の騰貴額千四百四十四萬七千四百四十四圓に達する見込である。

三星地方土地改良事業は宜蘭濁水溪治水堤防工事完成に依る新生地並に利害關係地合計四千三百五十一甲に對し之を施さんとするものであつて本工事費總額百八十五萬八千餘圓(工事費半額は國庫支辨半額は民間負擔)に對し事業完成後の收獲金増加年額四十九萬九千餘圓土地價格の騰貴額二百三十五萬五千餘圓に達する見込である。

九、昭和十六米穀年度米穀増産土地改良事業

時局下に於ける本邦の食糧需給逼迫せる現下の國情に鑑み本島に於ても内地朝鮮と相呼應して昭和十六米穀年度昭和十五年第二期作及昭和十六年第一期作に於て可及的に米穀の増産を爲すべく小集團地域にして之に水利施設を施す時は水稻作を爲し得べき土地一萬一千二百餘甲を選んで昭和十五年度國庫豫算に於て二百十七萬餘圓の補助金を計上し十二萬八千餘石の米増産を目標に事業主體たる全島水利團體を指導督勵し目下鋭意工事施行中である。

六九

第四節 水利團體現況

現在水利團體は公共埤圳組合一水利組合六三であつて灌漑排水面積は四十六萬一千五百四十三甲に及んで居る。是等水利團體の昭和十四年度歳入出豫算組合費賦課率及び借入金の状態を表示すれば次の如くである。

一 水利團體歳入出豫算總括

昭和十五年度

地方	歳入			歳出		
	組合費	借入金	其他	事務費	事業費	借入金
臺北州	1,124,410	1,000,000	1,124,410	1,017,000	1,017,000	1,017,000
新竹州	1,124,410	1,000,000	1,124,410	1,017,000	1,017,000	1,017,000
臺中州	1,124,410	1,000,000	1,124,410	1,017,000	1,017,000	1,017,000
臺南州	1,124,410	1,000,000	1,124,410	1,017,000	1,017,000	1,017,000
高雄州	1,124,410	1,000,000	1,124,410	1,017,000	1,017,000	1,017,000
臺東廳	1,124,410	1,000,000	1,124,410	1,017,000	1,017,000	1,017,000
花蓮港廳	1,124,410	1,000,000	1,124,410	1,017,000	1,017,000	1,017,000
計	6,746,460	6,000,000	6,746,460	6,067,000	6,067,000	6,067,000

備考 本表の歳入組合費は水利組合の組合費と公共埤圳組合の組合費及特別臨時組合費を合計し、歳出事務費は水利組合の事務費、會議費及交付金と公共埤圳組合の事務費、會議費、交付金を合計し、又同事務費は水利組合の事務費、會議費、交付金と公共埤圳組合の事務費、會議費、交付金を合計した。

二 水利組合歳入出豫算

昭和十五年度

區分	歳入						歳出					
	組合費	借入金	其他	事務費	事業費	借入金	其他	其他	其他	其他	其他	
臺北州	1,124,410	1,000,000	1,124,410	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	
新竹州	1,124,410	1,000,000	1,124,410	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	
臺中州	1,124,410	1,000,000	1,124,410	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	
臺南州	1,124,410	1,000,000	1,124,410	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	
高雄州	1,124,410	1,000,000	1,124,410	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	
臺東廳	1,124,410	1,000,000	1,124,410	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	
花蓮港廳	1,124,410	1,000,000	1,124,410	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	1,017,000	
計	6,746,460	6,000,000	6,746,460	6,067,000	6,067,000	6,067,000	6,067,000	6,067,000	6,067,000	6,067,000	6,067,000	

歲入 (臨時部)

區分	特別組合費	前年度繰越金	財產賣却代	積立金繰入	借入金	雑收入	寄附及補助金	積立金繰出	基本財産積立金繰入	給職及死亡退職金	加入金	其他	計
臺北州	1,200	10,000					6,000						10,000
新竹州	6,000			100,000									100,000
臺中州	2,000			10,000					10,000				10,000
臺南州	3,000												
高雄州	2,000								10,000				10,000
臺東廳													
花蓮港廳													
計	14,200	10,000		110,000			6,000		10,000				136,200

歲出 (經常部)

區分	事務費	會議費	交付金	事業費	財產費	道路費	雜支	財產費	借入金償還	退職及死亡退職金	給職及死亡退職金	福利協會費	水利扶助金	造林費
臺北州	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
新竹州	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
臺中州	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
臺南州	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
高雄州	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
臺東廳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
花蓮港廳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
計	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000

區分	工事費納付金	分攤金	補助金及寄附金	選舉金	組合併費	水利改良費	負擔金	財產管理費	諸稅及負擔	其他	計
臺北州	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	10,000
新竹州	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	10,000
臺中州	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	10,000
臺南州	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	10,000
高雄州	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	10,000
臺東廳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	10,000
花蓮港廳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	10,000
計	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	60,000

歲出 (臨時部)

區分	交付金	事業費	財產造成費	補償金
臺北州	1,000	1,000	1,000	1,000
新竹州	1,000	1,000	1,000	1,000
臺中州	1,000	1,000	1,000	1,000
臺南州	1,000	1,000	1,000	1,000
高雄州	1,000	1,000	1,000	1,000
臺東廳	1,000	1,000	1,000	1,000
花蓮港廳	1,000	1,000	1,000	1,000
計	7,000	7,000	7,000	7,000

區分	工事費納付金	分攤金	補助金及寄附金	選舉金	組合併費	水利改良費	負擔金	財產管理費	諸稅及負擔	其他	計
臺北州	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	10,000
新竹州	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	10,000
臺中州	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	10,000
臺南州	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	10,000
高雄州	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	10,000
臺東廳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	10,000
花蓮港廳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	10,000
計	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	60,000

三、公共埤圳組合歲入出豫算

七六

區分州廳別	歲入經常部		區分州廳別		歲入臨時部	
	歲入	計	歲入	計	歲入	計
組	1,200,000	1,200,000	特別組合費	1,200,000	特別組合費	1,200,000
雜	1,200,000	1,200,000	臨時組合費	1,200,000	臨時組合費	1,200,000
前年度繰越金			代行費用	1,000	代行費用	1,000
			災害復舊負擔金		災害復舊負擔金	
			雜收入	1,000	雜收入	1,000
			借入金		借入金	
			補助金	1,000,000	補助金	1,000,000
			寄附金		寄附金	
			特別會計繰入金	10,000	特別會計繰入金	10,000
			前年度繰越金	10,000	前年度繰越金	10,000
總計	1,200,000	1,200,000	總計	1,200,000	總計	1,200,000

歲出

區分州廳別	歲出經常部		區分州廳別		歲出臨時部	
	歲出	計	歲出	計	歲出	計
事務費	1,000,000	1,000,000	徵收費	1,000,000	徵收費	1,000,000
會議費	1,000,000	1,000,000	借入金償還	1,000,000	借入金償還	1,000,000
徵收費	1,000,000	1,000,000	臨時事業費	1,000,000	臨時事業費	1,000,000
建築物管理費	1,000,000	1,000,000	災害復舊費	1,000,000	災害復舊費	1,000,000
事業費	1,000,000	1,000,000	雜支	1,000,000	雜支	1,000,000
雜支	1,000,000	1,000,000	補助金	1,000,000	補助金	1,000,000
豫定期間費	1,000,000	1,000,000	總計	1,000,000	總計	1,000,000
共濟組合給與金	1,000,000	1,000,000				
借地料	1,000,000	1,000,000				
總計	1,000,000	1,000,000	總計	1,000,000	總計	1,000,000

七七

四、地方別水利團體組合費賦課率

昭和十五年

地方別	組合費通	組合費別	計	普通組合費			特別組合費		
				最高	最低	平均	最高	最低	平均
臺北州	5,500	2,200	7,700	3,000	2,000	2,500	700	0	0
新竹州	11,700	6,000	17,700	1,000	200	200	700	100	0
臺中州	13,100	3,000	16,100	1,000	100	200	800	100	0
臺南州	10,500	1,300	11,800	1,000	500	700	600	100	0
高雄州	13,300	500	13,800	1,000	500	700	600	100	0
臺東廳	9,700	1,000	10,700	1,000	500	700	600	100	0
花蓮港廳	5,300	1,000	6,300	1,000	500	700	600	100	0
全島	50,000	10,000	60,000	1,000	500	700	600	100	0

備考 甲當組合費ハ兩期作田賦課率ナリ

五、利率別水利團體借入金現在額

昭和十五年四月一日現在

利率	利率別水利團體借入金現在額						計
	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	
三厘	1,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	60,000
四厘	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	60,000
五厘	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	60,000
六厘	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	60,000
七厘	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	60,000
八厘	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	60,000
九厘	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	60,000
一分	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	60,000
一分二厘	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	60,000
一分三厘	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	60,000
一分四厘	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	60,000
一分五厘	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	60,000
一分六厘	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	60,000
一分七厘	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	60,000
一分八厘	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	60,000
一分九厘	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	60,000
二分	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	60,000
計	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	60,000



第五節 嘉南大圳

一、概況

嘉南大圳工事は臺南州下に於て旱魃、排水不良等に苦しんで居る看天田蔗園其の他の土地に對し、灌溉及び排水の設備を施し、水稻、甘蔗其の他農作物の増收を圖らんとするものである。灌溉面積に於ては事業著手當時は十五萬甲の豫定であつたが、其後區域内の各河川に於ける治水工事未済にして、亂流氾濫の虞ある爲、埤圳新設に對し、防水兼用の水路堤防を築造した場所があつて、此の堤外地となる部分は河川の氾濫を恐れ、埤圳の利用を爲さないものもある。又一部圳路工事遅延し、細部に互る水利施設未了の爲め、充分利用するに至らぬもの、地形上灌溉し得ざるもの、官有原野の處分未了のもの等あるが、爲め當初の豫定面積に達せず、現在水租を賦課せる土地は十三萬六千二百八十一甲に過ぎざるも、漸次圳路工事遅延部分に於ける細部の施設を完了するに伴ひ、昭和十八年度迄には十三萬七千八百九十七甲に達せしむる豫定である。又三年輪作式給水方法實行に就ては、灌溉開始の當初數年間は圳路の不安定、原野養魚池の耕地化作業及埤圳利用準備作業の未了並び前期作物との關係等

より輪作の一齋實施困難であるのと、農家の都合其の他過度期の措置として、雜作區、稻作區等に蔗作を爲す者等あつて、輪作の實績豫期の如くならず、昭和五年期蔗作輪作區内甘蔗作約三割、稻作輪作區内の水稻作付約五割に過ぎなかつたが、其後圳路の安定、細部施設の完備、農耕者の利用習熟並に協調等に依り、漸次理想の給水方法に向ひつゝある。昭和十五年期の蔗作給水輪作區内に於ける蔗作歩合七割五分、稻作給水輪作區内の水稻作付八割七分に達した。水源を曾文溪及び濁水溪に求め、曾文溪水の引用に就いては、官田溪を繕切り堰堤を設けて、一大貯水池と爲し、最大流量毎秒千八百立方尺、延長約一里の隧道及び暗渠に依つて、烏山嶺を貫き、曾文溪の上流より、濁水を導いて、官田溪流域に於ける雨水と共に貯溜し、必要に應じて水路へ流出給水する方法を採り、濁水溪に就いては、臺南州斗六郡荊桐庄に於て、同溪護岸に取入口を設け、圳路に依つて、濁水を其の儘引用することとし、毎年三分の一、即ち五萬甲づつ夏季水稻作、甘蔗作及び雜作を爲さしむる所謂三年一回の輪換作を行ひ、主として水稻作及び甘蔗作輪作區域に對し、適當の給水を行ふものであつて、當初總事業費四千二百萬圓、大正九年度より六箇年の繼續事業とした。而して本事業に對し、政府は水利事業の計畫を變更して、千二百萬圓を補助し、殘餘は受益關係者に負擔せしむるこ

となり大正九年八月受益關係者に依つて公共埤圳組合の成立を見るに當部は公共埤圳官田溪埤圳組合と稱したが昭和十年四月二日公共埤圳嘉南大圳組合と改むるに至り、總事業費の内政府補助金千二百萬圓を除いた残りの三千萬圓の一部八十萬圓を組合員に賦課する外銀行借入金に依つて支辨することゝなつた。

然るに當初組合員をして施行せしむる豫定であつた小給水路も三年輪作を完全に實施せしむる爲には組合にて統一施行の必要があり之が爲事業費四百五十萬圓の増額を來した。加ふるに財界不況の爲資金借入困難となり且毎年度組合員より土地一甲に付き平均十圓宛徴收の豫定であつた賦課金の徴收困難となり、之が減額を要する等の關係で工事施行期間を昭和四年度迄四箇年延長するの已むなきに至つた。事務費に於ても四十九萬餘圓の増額を要し尙從來別途に計上して居た組合費の徴收に要する費用の如きも事業に伴ふ當然の經費として之を總事業費に計上を要する等の爲大正十三年事業費總額を四千八百十六萬圓に増加した。

右の財源は國庫補助金千二百萬圓を二千四百八萬圓に増額し組合は補助金の一部八百九十六萬圓を組合員に賦課し、殘餘は國庫貸付金及び銀行借入金に依つて支辨することに計畫を變更し、著々工事を進めてゐるが本事業の概要部である烏山頭

堰堤工事は本邦他に類例のない大工事であつて其の工法の適否は直に本事業の生命を左右するに至るので、是が設計に就いて更に慎重なる研究を要するものあるを認め米國より斯界の權威者を招聘し充分なる検討を爲さしめた結果、工事の實行方法並に部分的に設計を改むる必要ある點を指摘せられたので設計の一部を變更することゝなつた。其の他烏山嶺隧道工事中二十數回に互る瓦斯の爆發又水田固定の有利なる特殊區域に對する設備費を新に要し、既設排水路を其の儘利用し得る者であつたものが埋没並に地形變更の爲新に根本的改修を要する箇所を生じた。尙又最近に於ける甘蔗種類の改良、其の他農作物の單位收量増加に伴ふ地上物補償費の不足等を生じ、加ふるに本事業完成と共に解職すべき従事員に對する給與の捻出困難より新に計上を要する經費等諸種の問題續出した爲更に計畫變更の必要に迫まられ、昭和三年度に於て總經費を五千三百四十八萬圓に増加した。而して其の増加額五百三十二萬圓に對し、政府は既定補助率に準じ補助金二百六十六萬圓を増加し、其の他は國庫貸付金及び銀行借入金を増加し支辨することに變更して引續き工事を急ぎ、昭和五年四月主要工事の完成を告げた。更に殘工事及び補足工事等を行す爲、爲竣工期限を一箇年延長し、鋭意工事中の處給水の初年度のことでもあり、全

區域に亘り一齊に通水を開始した結果圳路に故障を生じたものがあつた爲と昭和五年十二月中數次の震害との爲工事意の如く進捗せず更に工事施行期間を一箇年延長した。事業費は昭和四年七八月頃に於ける風水害復舊費六十五萬五千圓を追加し昭和五年に於て結局總事業費五千四百十三萬餘圓に改訂し主要工事を終へ昭和七年完成した。

尙昭和十一年度以降經常部に水租を増徴し専ら在來施設の改善修費に振向けつゝあるも將來河川整理排水施設の完備排水利用烏山頭放水路施設濁幹線排砂施設等幾多改善を要するものがある。

曾文溪導水設備

- 1 取入口 位置 新化郡楠西庄荳莖宅
- 構造 水門二箇所最大流量千八百立方秒尺
- 2 隧 道 延長 三一〇九〇九米

構造 高五四五米、幅五四五米、馬蹄形、勾配千二百分の一、最大流量千八百立方秒尺

3 暗 渠

延長 二三六三六米

4 開 渠

構造 高五四五米、幅五四五米、馬蹄形、勾配千二百分の一、延長 三六三六三米

官田溪貯水池

- 1 位 置 右岸 曾文郡六甲庄、左岸 同 官田庄
- 2 面 積 満水面積一〇〇九八、〇〇〇平方米
- 3 貯水量 一五二、九〇〇、〇〇〇立方尺
- 4 堰堤盛土の高 五六〇六米(標高六六六六米)
- 5 堰堤頂部延長 一二七二七二米
- 6 同上幅 九〇九米

- 7 堰堤盛土坪數 八八五〇〇〇立坪
 - 8 同上切土坪數 一二九〇〇〇立坪
 - 9 中心混凝土 四六〇〇立坪
 - 10 堰堤工法 軟弱なる表土を切り取り底部に中心混凝土を施し、ハイドロリ
ツクフィル式によつて盛土を爲す
 - 幹線圳路
延長 一〇二・一 杆
 - 構造 敷幅 一八・一八米 水深 自 三・八二米 勾配 自 七十分の一
支線圳路
延長 一二〇五〇八杆
 - 排水路
延長 五一四四七杆
 - 沙土工
延長 九八・一八杆
- 普通滿潮面以上の土地を灌漑地とし最高潮時に於ける浸水を防止する

工事效果一覽

區	分	總	額	摘	要
土地作物中の主要なるもの の増額増加	米産額増加(年額) 砂糖産額増加(年額)	四六二、〇八九	斤	水稻の年増收は五四九、三三八石な るも、陸稻作の減は八七、二四九石 にて、差引米の増收は四六二、〇八	
土地收獲金(各種土地 收獲金の)の増加(年額)		二四〇、二六四、一一二	円		
土地を小作に附したる場合地主所得増加(年額)		二〇、三三九、七五九	円		
同 土地主の純所得の増加(年額)		一〇、八九六、三一一	円		
土地 價 格 の 増 加 (地價騰貴)		八、八七三、九七九	円		
		九五、四二六、六七七	円		

備考 本表の物價は自大正五年至大正十年六箇年間の産地價格平均に依る。

二、組合財政の現状

昭和五年全區域に互つて灌漑を開始し新設埤圳の經營に當ると共に組合財政計畫を定め新設埤圳の維持管理に要する經費は水租として土地一甲步當年額八圓を賦課徴收し來たりしも昭和十一年度よりは既設諸構造物に對する積極的補修改善の必要に迫られたるを以て年額九圓五十錢を賦課徴收することとし、埤圳新設工事に充當したる借入金は昭和五年度より昭和二十三年度迄十九箇年間年々蒙利地

に對し特別水租を賦課徴收し償還することとした。然るに此等水租賦課面積は當初十五萬甲の豫定であつたが前述の原因に依り當初の豫定に達せず且灌溉開始早々の事として其の效果未だ上らず加ふるに輪作式耕作に習熟せない折柄の農産物價格の暴落に遭遇し組合員の水租負擔力が減殺せらるゝ等の諸事由に依り組合收入豫算額に達せず組合の財政窮迫した依つて組合は經常の維持管理に當つては極力事務的經費を節約すると共に借入金金の低利借替及償還期限の延長等に就き極力努力して來たが偶々昭和十年法律第二十五號に基く政府貸付金處理委員會に於て國庫よりの借入金金は償還期限を三箇年延長の上利率を五分に引下げ延滞元利金は昭和十一年度以降十七箇年間分割償還とせる貸付條件變更案を可決せられ尙其他の借入金も夫々低利に借替を了し一面圳路の安定耕地の改良耕作方法の改善等に依る事業の效果漸次向上し組合員の經濟亦好轉しつゝある。

第四章 上水道事業

第一節 沿革及び概要

本島は元蠻烟瘴霧の地にして衛生保健上何等の施設なく住民は極めて非衛生的なる日常生活を送り自己の生命に至大の影響を及ぼすべき飲料水の如きすら甚も意に介する所無き状態であつた。

總督府は始政以來衛生設備の改善に腐心し水道の施設を以て島民の保健上最も緊要なる一事業と爲したのであるが之が工事は尠からぬ經費を要するので最も緊急を要する地方より順次之を施設する事とし先づ明治二十九年八月淡水水道の工事を起し同三十二年三月竣功した。これが本島に於ける水道布設の嚆矢である。續いて同年三月基隆水道を起し同三十五年三月に竣功した。當時本島の首都臺北は従前鑽井によつて地下水を飲用して居たのであるが市街の膨脹發展に伴ひ各要所に鑽井を増設した爲に漸次湧水量減少し飲料水の不足を告ぐるに至つたので明治四十年に水道の敷設を計畫し工費百八十五萬圓三箇年繼續事業として著手し

四十二年度に竣功を告げた。其の後彰化、臺中、高雄、嘉義、屏東、花蓮、港臺、南、新竹、臺東、馬公等の主要水道相離いで布設され全島の主要なる市街には概ね水道の普及を見るに至つた。

本島の水質は北部と南部とは著しき差異がある。北部地方の水質は概ね良好であるが南部地方は多量の固形物を含み硬度高く飲用に適せざるものが多いので各地とも水道の急設を要するものと謂はなければならぬ。

第二節 現況及び豫想

現在本島に於ける水道總数は計畫給水人口三千人以上のもの五十五、三千人未満のもの六十八合計百二十三箇所にして其の總工費二千四百八十四萬餘圓擴張工事費共計畫給水總人口は百三十三萬五千餘人に達してゐる。尙目下擴張工事中六近く新設及擴張著手豫定のもの一にして將來布設豫定の主要水道大小二十餘を有し之等を一括表示すれば次の如くである。

一 既設水道

水道名	起工	竣功	工費		均一人日平均給水量	計畫給水人口
			庫	其他		
臺北州						
淡水	明治二九、八	明治三三、三	10,366,000	—	0.00	10,000
(第一次擴張)	昭和一一、	昭和一一、	1,000,000	—	0.10	10,000
基隆	明治三一、三	明治三五、三	1,000,000	—	0.00	10,000
(第一次擴張)	同 四、一、三	大正 四、一、三	—	—	0.00	10,000
(第二次擴張)	大正 六、四、三	同 一〇、三	—	—	0.00	10,000
(第三次擴張)	同 一二、三	昭和 二、三	—	—	0.10	10,000
(第四次擴張)	昭和 九、一、二	同 一二、二	—	—	—	100,000
臺北	明治四〇、四	明治四二、七	1,800,000	—	0.00	110,000
(第一次擴張)	大正 五、五、三	大正 八、三	—	—	0.00	140,000
(第二次擴張)	昭和 三、四、三	昭和 七、三	—	—	0.10	110,000
(第三次擴張)	同 八、五、一	同 八、一、一	—	—	0.10	110,000
(第四次擴張)	明治四三、三	明治四三、七	—	—	0.00	110,000
金山	明治四三、五	明治四三、七	—	—	0.00	110,000
北投	同 四四、三	同 四四、六	—	—	0.00	110,000
(第一次擴張)	昭和 四、七、三	昭和 四、一、一	—	—	0.00	110,000
(第二次擴張)	同 七、二、三	同 八、三、三	—	—	0.00	110,000

豐原	斗	南	石	嶧	魚	東	清	北	内	田	員	潭	社	二	埔	(第一次擴張)
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
八・二三	四・三三	九・三三	二・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三
大正一〇・五	昭和五・五	昭和四・三	昭和四・三	昭和四・三	昭和四・三	昭和四・三	昭和四・三	昭和四・三	昭和四・三	昭和四・三	昭和四・三	昭和四・三	昭和四・三	昭和四・三	昭和四・三	昭和四・三
1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000
0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000
100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000

大	水	牛	花	臺南州	斗	嘉	新	永	臺	斗	北	斗	北	斗	斗	斗
斗	坑	山	眠	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和四・一四	昭和四・一四	昭和四・一四	昭和四・一四	昭和四・一四	昭和四・一四	昭和四・一四	昭和四・一四	昭和四・一四	昭和四・一四	昭和四・一四	昭和四・一四	昭和四・一四	昭和四・一四	昭和四・一四	昭和四・一四	昭和四・一四
1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000
0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000
100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000



加 埔	新 成	小 港	鳳 山	六 龜	燕 集	東 港	新 子	恒 糖	盛 糖	卑 南	本 里	木 家	利 家	知 山	關 山	(第一次擴張)	(第二次擴張)	日 奈	新 奈	初 鹿
同 三	同 五	同 八	同 一〇	同 一〇	同 九	同 九	同 一五	同 一四		同 五	同 二	同 一〇	同 一〇	同 一三	同 六	同 七	同 七	同 三	同 四	同 一四
同 三	同 三	同 二	同 二	同 一	同 二	同 二	同 三			同 七	同 八	同 二	同 一〇	同 一三	同 七	同 八	同 八	同 四	同 一四	同 一四
同 八	同 八	同 四	同 四	同 二	同 二	同 一	同 一			同 一〇	同 二	同 一	同 一〇	同 二	同 三	同 六	同 六	同 七	同 八	同 八
				要 製			要 製													
一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇			一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇
〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三			〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三
一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇			一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇

九七

(第一次擴張)	朴 子	新 水	新 水	新 水	新 水	高 雄	(第二次擴張)	(第三次擴張)	(第四次擴張)	恒 春	屏 東	(基本計畫變更)	旗 山	(第一次擴張)	阿 山	(第二次擴張)	(第三次擴張)			
同 八	同 八	同 三	同 三	同 三	同 三	同 三	同 六	同 二	同 二	同 二	同 二	同 二	同 二	同 二	同 二	同 二	同 二	同 二	同 二	同 二
同 八	同 八	同 三	同 三	同 三	同 三	同 三	同 七	同 一	同 一	同 一	同 一	同 一	同 一	同 一	同 一	同 一	同 一	同 一	同 一	同 一
同 八	同 八	同 一	同 一	同 一	同 一	同 一	同 二	同 三	同 三	同 三	同 三	同 三	同 三	同 三	同 三	同 三	同 三	同 三	同 三	同 三
一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇
〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三
一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇

九六

大鹿	鹿野	鹿野	鹿野	陸田	日里	里瀬	阿部	射馬	高千	寧原	石坑	都武	大東	臺東	大都	都歴
同	同	同	同	同	同	同	同	昭和三	同	同	同	同	同	昭和二	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	昭和三	同	同	同	同	同	昭和二	同	同
								九	七	六	六	三	一〇	二	一五	一四
								九	七	六	六	三	一〇	二	一五	一四
								九	七	六	六	三	一〇	二	一五	一四
								九	七	六	六	三	一〇	二	一五	一四
								九	七	六	六	三	一〇	二	一五	一四
								九	七	六	六	三	一〇	二	一五	一四
								九	七	六	六	三	一〇	二	一五	一四
								九	七	六	六	三	一〇	二	一五	一四
								九	七	六	六	三	一〇	二	一五	一四

九八

阿彦	馬彦	三郎	八郎	佳里	新里	叭里	八里	花彦	吉彦	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

九九



水道名	起工	竣工	竣工年度	工事費	計畫給水人口	擴張後計畫給水人口
壽製糖工場	同	元二	同	1	3,000	0-0
豐田	同	三二	同	1	3,000	0-0
(第一次擴張)	同	七三	同	1	3,000	0-0
鳳城	同	五三	同	1	3,000	0-0
北林	同	六三	同	1	3,000	0-0
(第一次擴張)	同	七三	同	1	3,000	0-0
澎湖廳	同	八三	同	1	3,000	0-0
(第一次變更)	同	九三	同	1	3,000	0-0
馬公	同	二五	同	1	3,000	0-0
同	同	三五	同	1	3,000	0-0

二 現在擴張工事中の水道

水道名	起工	竣工	竣工年度	工事費	計畫給水人口	擴張後計畫給水人口
馬公水道	昭和十三年	同	同	2,000	10,000	10,000
高雄水道	同	同	同	1,000	10,000	10,000
嘉義水道	同	同	同	1,000	10,000	10,000
新竹水道	同	同	同	1,000	10,000	10,000
臺中水道	同	同	同	1,000	10,000	10,000

三 近く擴張工事中の水道

水道名	起工	竣工	竣工年度	工事費	計畫給水人口	擴張後計畫給水人口
臺南水道	昭和十六年度	昭和十八年度	同	2,000	3,000	3,000

四 將來擴張及新設を要する水道

水道名	計畫給水人口	工事費	水道名	計畫給水人口	工事費
斗六水道	15,000	15,000	新東港水道	5,000	15,000
玉山水道	10,000	10,000	新埔水道	5,000	15,000
草屯水道	10,000	10,000	竹東水道	5,000	15,000
新店水道	10,000	10,000	竹山近水道	5,000	15,000
竹南水道	10,000	10,000	中港水道	5,000	15,000
中港水道	10,000	10,000	湖州水道	5,000	15,000
白河水道	10,000	10,000	恒春水道	5,000	15,000
西螺水道	10,000	10,000	新南港水道	5,000	15,000
集集水道	10,000	10,000			
鹿港水道	10,000	10,000			



五 本島總人口と水道計畫給水人口との比較表

年次	總人口	水道數	計畫給水人口	計畫給水人口の總人口に對する比
明治三十八年度末	113,100人	3	1,000人	0.9%
大正四年度末	135,900人	5	2,700人	0.2%
同十年度末	141,700人	15	10,000人	0.7%
昭和元年度末	141,700人	25	20,000人	0.1%
同二年度末	143,000人	35	30,000人	0.2%
同三年度末	143,000人	45	40,000人	0.3%
同四年度末	143,000人	55	50,000人	0.4%
同五年度末	143,000人	65	60,000人	0.4%
同六年度末	143,000人	75	70,000人	0.5%
同七年度末	143,000人	85	80,000人	0.6%
同八年度末	143,000人	95	90,000人	0.6%
同九年度末	143,000人	105	100,000人	0.7%
同十年度末	143,000人	115	110,000人	0.8%
同十一年度末	143,000人	125	120,000人	0.8%
同十二年度末	143,000人	135	130,000人	0.9%
同十三年度末	143,000人	145	140,000人	0.9%
同十四年度末	143,000人	155	150,000人	1.0%

第三節 水道と法令

當初主要市街の水道は概ね國庫支辨であつて主として總督府これが經營監督の任に當つて居たが大正九年地方制度改正に伴ひ經營は州廳以下の地方公共團體に移管し總督府は専ら之が監督助長を爲すこととなつたので大正十年三月通達を以て水道の移管給水規則の制定並に水道新設擴張の場合に於ては總督の認可を要する事と定めた。其の後島内衛生思想の發達に伴ひ各地小水道の布設を計畫するものが漸く多くなつて來たので大正十三年五月更に通達を以て公共團體又はこれに準すべきもの、經營に屬し一般民衆の需要に應じ公給する水道であつて(一)基本計畫に於ける給水人口三千人を超えざる水道の布設(二)前號の水道以外の水道の工費二萬圓を超えざる改築又は増築但し基本計畫に變更なきものに限ることの二條件に該當するものは知事廳長に於て認可を與ふことを得せしめ以て一般水道の普及發達を助長し併せて之が監督及び取締上遺憾なきを期してゐる。

かくて本島に於ても水道は一、二の例外を除き原則として市街庄の經費を以て布設經營を爲さしむることとし(臺東水道、花邊港水道は國費を以て布設し竣功と同時に

に應地方費に移管し管理經營せしむ概ね水道條例の精神に則りつゝあるも更に進んで根本法規制定の必要を認め前年に引續き立案中である。

第四節 主要水道の概況

一 臺北水道

本水道は明治四十年度に於て將來の給水豫定人口を十五萬人とし差當り十二萬人を標準として新店溪の河水を取入るゝ計畫の下に工費約百八十五萬圓を以て工事に著手し同四十二年七月竣功すると同時に給水を開始するに至つた。

然るに大正三年既に給水區域に於ける人口十三萬三千餘に達し往々斷水の餘儀なきに至つたので緩急を圖つて一部宛の擴張を行ふことゝし工費十萬四千四百餘圓を投じて大正五年度より同七年度に亘り瀘過池瀘過井沈澱井其の他の増設をなし大正十四年度に於ては更に之が對策として各戸計量制を實施した結果僅に給水の緩和を圖ることを得た。然るに市の人口増加の速度は最早斯かる緩慢なる施設の追隨を許さないので水源調査の結果新に七星郡大屯山中に豊富なる湧水あること

を發見し之を水源として取入るゝ計畫を樹て昭和三年度より同六年度迄の四箇年繼續事業(工費二百十四萬二千三百三十四圓)として同年五月工事に著手した。其の後設計變更等の爲め竣功期限を一箇年延長し昭和七年三月竣功を見るに至つた。本工事完成の結果人口三十二萬人に對する給水能力を有するを以て昭和八年五月新に給水區域擴張をなし臺北市隣接の松山庄一圓に給水を開始したが昭和十三年四月一日管轄區域變更に依り松山庄は臺北市に編入さるゝに至つた。

臺北水道總戸口給水戸口給水栓數累年比較

年次	給水區域内總戸口數		給水戸口數		給水戸口數に對する比較%		給水栓數
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	
昭和十一年	23,266	100,000	12,328	51,200	53%	55%	1,100
同十二年	27,176	110,000	15,232	61,200	56%	57%	1,200
同十三年	28,880	120,000	17,728	71,200	61%	62%	1,300
同十四年	32,176	130,000	20,224	81,200	63%	64%	1,400

二 基隆水道

本水道は基隆郡暖々より基隆河の支流を遡る半哩の西勢溪に水源を求め給水能力を三萬人として工費四十六萬六千餘圓を以て明治三十一年三月起工同三十五年三月に竣功した。以上の給水能力は當時の人口六千に船舶の給水を合して一萬と豫定し更に將來の發展を考慮したが其後市街の膨脹は極めて急速であつて忽ち給水困難となつたので明治四十一年以降更に數次に互り擴張工事を實施したが尙給水不足を告ぐるに至り大正十二年度以降三箇年繼續事業工費七十四萬圓を以て西勢溪を締切り大貯水池を設けることとし大正十四年度中に竣功豫定の所工事意の如く進捗せず漸く昭和二年三月竣功した。本工事によつて給水豫定人口八萬人給水量一萬立方米及び船舶豫定給水量一千九百四十四立方米の給水能力を有することとなりしも市勢の發展人口の増加に伴ひ給水不足を來たし昭和九年十一月第四次擴張工事に着手したが其後設計變更の爲一箇年延長し昭和十二年二月竣功するに至つた。然るに現在に於ける市街發展即ち山手へ延る其趨勢に鑑み高地給水及夏期渇水時の源水補給等の考慮を爲し昭和十五年度より給水豫定人口十萬人總工

事費百五十四萬餘圓の豫算を以て三箇年繼續事業として之が工事實施中である。
基隆水道總戸口給水戸口給水栓數累年比較

年次	給水区域内總戸口數		給水戸口數		總戸口數に對する給水戸口數比較%		給水栓數
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	
昭和十一年	1,902	8,311	996	4,940	52.6%	5,371	7,553
同十二年	1,968	8,317	1,019	5,111	56.5%	7,628	7,628
同十三年	11,000	48,317	10,280	42,000	93.4%	7,998	7,998
同十四年	11,100	48,317	10,280	42,000	93.4%	9,443	9,443

三 宜蘭水道

本水道は水源を市街を距る西南方約六軒餘の員山庄三關一帶の湧水に求め給水豫定人口を三萬五千人とし工費三十九萬圓を以て昭和五年度より二箇年繼續事業として同六年一月起工したが其後財政緊縮の結果之が工費の一割を減額し同年十月十五日竣功と同時に通水を開始した。

宜蘭水道總戶口給水人口給水栓數累年比較

年次	給水區域内總戶口數		給水戶口數		給水戶口數に對する比較%		給水栓數
	戶數	人口	戶數	人口	戶數	人口	
昭和十一年	五八三	二六四三	一六九	六四九	二八	二四	一三六
同十二年	五八五	二七〇〇	一七〇	六七九	二九	二五	一四〇
同十三年	五八六	二七〇〇	一七〇	六八九	二九	二五	一四〇
同十四年	五八七	二七〇〇	一七〇	七〇〇	二九	二五	一四〇

四 新竹水道

本水道は水源を頭前溪の分流たる隆恩圳上流々域一帶の伏流に求め給水豫定人口三萬工費百六萬餘圓を以て大正十四年度以降四箇年繼續事業として同年七月工事に著手し昭和四年三月主要工事の竣功と同時に通水を開始し同五年二月全部の竣功を告げた。今既に十數年經過し其後に於ける市勢の發展人口の著しき増加に鑑み昭和十五年度より二箇年繼續事業として總工費四十三萬五千圓の豫算を以て目下擴張工事實施中である。

新竹水道總戶口給水戶口給水栓數累年比較

年次	給水區域内總戶口數		給水戶口數		給水戶口數に對する比較%		給水栓數
	戶數	人口	戶數	人口	戶數	人口	
昭和十一年	八三六	三三六〇	一七〇	一七〇	二〇	五	三三
同十二年	八六三	三三六〇	一七〇	一七〇	一九	五	三三
同十三年	九一〇	三三六〇	一七〇	一七〇	一九	五	三三
同十四年	九六九	三三六〇	一七〇	一七〇	一九	五	三三

五 臺中水道

本水道は大正三年水源を鑿井に求める計畫を樹て内徑六〇七米深さ一三・一メートルの試験的鑿井を設けたところ水量水質共に良好なる成績を得たので工費二十三萬餘圓を以て給水豫定人口を一萬五千人とし同年十二月起工同五年五月竣功と同時に給水を開始した。

然るに更に市街は年々膨脹し人口は益々増加して來たので水源に不足を來したので大正十二年度より工費三十一萬圓を以て人口五萬人迄給水し得る擴張工事を

施行し昭和二年九月竣工した。尙給水の緩和を圖る爲め昭和六年度より計量制を實施した。爾來既に十餘年を経過したので其後に於ける市勢の發展に伴ふ人口の著しき増加に鑑み更に之が擴張すべき機運となり目下擴張計畫調査中である。

臺中水道總戸口給水戸口給水栓數累年比較

年次	給水区域内總戸口數		給水戸口數		給水戸口數に對する%		給水栓數
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	
昭和十一年	三三,三三三	三〇,三三三	五,三三三	三,三三三	一五.七〇	一〇.〇〇	五,〇〇〇
同十二年	三三,三三三	三〇,三三三	五,三三三	三,三三三	一五.七〇	一〇.〇〇	五,〇〇〇
同十三年	三三,三三三	三〇,三三三	五,三三三	三,三三三	一五.七〇	一〇.〇〇	五,〇〇〇
同十四年	三三,三三三	三〇,三三三	五,三三三	三,三三三	一五.七〇	一〇.〇〇	五,〇〇〇

六 彰化水道

明治三十年二月市衛生組合に於て公園地内八卦山麓に於ける二箇所の湧水を集水し市内樞要の箇所に小水槽を設置し給水を試みたるも湧水量少く市民の一部に給水し得たるに過ぎず然るに明治三十四年彰化廳を置かれてより人口著しく増加

し各般の衛生設備共に益々水道布設の必要を生じ明治三十七年十一月水源調査の結果市街地を距る十四町の八卦山麓の一小溪流に求め工費四萬六千餘圓を投じて明治三十九年五月工事に着手同四十一年三月竣工同年四月一日全市に給水を開始した。更に大正二年工費四萬圓を投じて淨水池濾過池の新設其の他改良工事を施し同三年工事を了へたるも市街は間断なく膨脹し人口も増加し數年ならずして給水量に不足を生じたる爲其の應急策として大正九年九月工費二萬二千四百圓を以て取入口を擴張し水源の増加を圖つた。

其の後更に擴張の必要を生じ現在の設備は其儘とし他に良好なる水源を得べく種々調査の結果優良なる水質と豊富なる水量を有する本郡下大竹庄田中央猫羅溪を水源に選定し大正十五年十月給水豫定人口四萬人給水量一日最大五千四百立方米の計畫の下に工費二十七萬四千百圓を以て第三次擴張工事を施行し昭和三年十月に竣工した。

尙給水を緩和する爲昭和十一年度より計量制を實施した。其後市街の發展と人口の増加に依つて之が更に第四次擴張を要すべき趨勢なるを以て目下擴張計畫調査中である。

彰化水道總戶口、給水戸口、給水栓數累年比較

年次	給水區域内總戶口數		給水戸口數		給水戸口數に對する%		給水栓數
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	
昭和十一年	五八四	二六〇六	二〇〇	二二七五	三四	八六	一五七
同十二年	五八四	二六〇六	二〇〇	二二七五	三四	八六	一五七
同十三年	六五五	二五〇〇	二〇〇	二二七五	三〇	八六	一五七
同十四年	六五〇	二五〇〇	二〇〇	二二七五	三〇	八六	一五七

七、臺南水道

本水道は水源を曾文溪縦貫鐵道鐵橋の上流約八軒の箇所求め機械濾過法を採り計畫當時の人口は五萬六千人であつたが將來の發展を慮り給水豫定人口を十萬人とし大正二年二月工費二百五十萬圓を以て四箇年繼續事業として起工したが行政整理の爲め事業繰延となり又歐州戰亂の影響を受くる等の障得があつて既定豫算を以てしては事業の完成不可能となつた。然し大正九年度に於て豫算百六十五萬圓の配賦を得たので未完成の部分に對し三箇年繼續事業として續工し同十一年十一月完成を告ぐると同時に一般の給水を開始した。而して工費は中途にて中止

したる關係上結局四百三十三萬餘圓を要した。尙安平へも給水する爲め大正十四年二月工費六萬五千圓を以て鐵管の延長工事に着手し同年十月完成した。然るに市の人口は年と共に増加し水源に不足を來す様になつたので給水緩和の爲に昭和六年度より計量制を實施した。尙之が根本的解決策として工費四萬九千五百圓を以て昭和七年度沈澱池の増設を施し昭和十一年より隣接永康庄に分水を開始した。現在に於ける人口の増加と市勢の伸張とに鑑み本格的に大擴張を要すべく之が擴張計畫調査中である。

臺南水道總戶口、給水戸口、給水栓數累年比較

年次	給水區域内總戶口數		給水戸口數		給水戸口數に對する%		給水栓數
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	
昭和十一年	三三三	一三六三	七〇	七〇	二一	五	六二
同十二年	三三三	一三六三	七〇	七〇	二一	五	六二
同十三年	三三三	一三六三	七〇	七〇	二一	五	六二
同十四年	三三三	一三六三	七〇	七〇	二一	五	六二

備考一、給水戸口の減少を示したるは臺灣神社外苑擴張工事竣に市區改正等により家庭取廢したるに基因す。

八 嘉義水道

本水道は明治四十年に計畫を樹て水源を市街を距る東北約二十四軒の牛稠溪土流より導水することとし給水豫定人口三萬人工費約六十萬圓を以て同四十四年起工大正三年水源地及び市街鐵管敷設工事竣功と同時に一般給水を開始し同年末全設備を完成したが市街の發展と共に人口も亦逐年増加し在來の設備では水量の不足を來す様になつたので昭和五年度より計畫制を實施し尙工費四十三萬九千四百四十八圓を以て人口五萬人迄給水し得らるゝ様昭和五年度より二箇年繼續事業として擴張工事に着手することとなつたが其の後已むを得ざる事情により竣功期限を一箇年延長し又國庫補助及州費補助の減額の爲總工費を四十二萬三千五百七十九圓の設計に變更し鋭意工事中の處偶々昭和七年八月一日近年稀有の豪雨出水に遭遇し取入口の一部及び附近右岸保護工事流失の災害を蒙りし爲め豫算の範圍内に於て設計變更し復舊工事を進め昭和八年三月竣功するに至つた。尙昭和十一年十月給水區域を擴張し新に嘉義郡水上庄の嘉義飛行聯隊に分水を開始した。昭和八年以後に於ける市街の發展に伴ふ人口の増加並夏期渇水時の補給を對策に目下

擴張計畫中で給水豫定人口を十萬人とし總工費を二百五十六餘萬圓の豫算で設計進行中である。

嘉義水道總戸口給水戸口給水栓數累年比較

年次	給水區域内總戸口數		給水戸口數		給水戸口數に對する比較率		給水栓數
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	
昭和十一年	三三,三〇〇	六,七二六	七,一〇〇	一四,〇〇〇	二一・三%	二一・三%	三,七二六
同十二年	三三,三〇〇	六,七二六	七,一〇〇	一四,〇〇〇	二一・三%	二一・三%	三,七二六
同十三年	三三,三〇〇	六,七二六	七,一〇〇	一四,〇〇〇	二一・三%	二一・三%	三,七二六
同十四年	三三,三〇〇	六,七二六	七,一〇〇	一四,〇〇〇	二一・三%	二一・三%	三,七二六

九 高雄水道

本水道は遠く州下鳳山郡大樹庄九曲堂下淡水溪鐵橋の上流約五百五十米の地點に取入口を設け給水豫定人口を四萬人とし明治四十三年より四箇年繼續事業として起工工費百二十二萬圓を要して大正二年十二月竣功同月より一般竝に船舶に對

し給水を開始した。然るに其の後人口の増加と船舶輻輳の爲に給水に不足を來したので大正五年度以降數回に亘り擴張工事を施行したが人口増加の度益々加はるを以て更に擴張の必要に迫まれ給水豫定人口十萬人に對し一日最大一萬六千七百立方米迄給水し得らるゝ様、總工費七十二萬八千四百六十七圓を以て昭和五年度より二箇年繼續事業として起工したるも、其の後總工費減額に伴ふ設計變更を爲し爾來銳意工事中の歲昭和六年八九月の豪雨出水に遭ひ豫定の通り竣工する能はず且つ設計變更の爲竣工期限を一箇年延期し、其の後再度の國庫補助減額に伴ひ總工費七十五萬四千圓に減額の上設計變更を爲し昭和八年三月竣工を告げた。

高雄市は新に昭和四十年後の飽和人口四十萬人と豫想する大高雄市都市計畫を樹立して以來年々市勢の伸張人口の増加並船舶給水等の見地より現状の能力では充分なる給水不可能なるを以て昭和十三年度より四箇年繼續事業として給水豫定人口十五萬人とし總工費百六十四萬餘圓の豫算を以て目下之が擴張工事施行中にして昭和十六年度に竣工の豫定である。

高雄水道總戸口給水戸口給水栓數累年比較

年次	給水區域内總戸口數		給水戸口數		給水戸口數に對する給水戸口數比較%		給水栓數
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	
昭和十一年	12,712	52,511	7,400	27,500	58.2%	51.0%	6,111
同十二年	13,333	53,010	10,125	37,000	75.9%	52.0%	6,111
同十三年	14,100	53,700	10,900	37,700	76.6%	52.0%	6,111
同十四年	14,900	54,400	11,600	38,400	78.5%	52.0%	6,111

一〇、屏東水道

屏東水道は從來高雄水道水源より分水を受け下淡水溪を横斷して給水するの計畫を以て給水豫定人口を一萬五千人とし三箇年繼續事業として大正三年七月起工同五年十月竣工と同時に給水を見るに至つたが爾來人口は逐年増加し加ふるに飛行聯隊の設置其の他の臨時施設等の爲給水の不足を告ぐるに至つたので大正十三年工費約三萬圓を以て濾過池の増設を爲し人口三萬五千人迄給水し得らるゝ様能力を増進せしめ昭和六年より計量制を實施して給水の緩和を圖るを得たが爾來

市勢の發展と人口の増加及び飛行聯隊の擴張に因り現高雄市水道計畫に基き契約し得る分水量を以てしては到底安全を期し得ざる状態なるに依り別に水源を求めべく水源調査の結果屏東市附近の長興に豊富なる地下水ある事を發見したので其の地下水及伏流水を取る事とし昭和十年度より二箇年繼續事業として總工費五十五萬五千圓を以て給水豫定人口四萬五千人一日最大給水量一萬立方米の基本計畫變更をなし高雄水道より分離獨立し昭和十一年三月二十五日起工爾來鋭意工事進捗中の處水源地用地買収の交渉並に既設鐵管撤收及構内鐵管連絡其他雜工事に於て相當意外な日數を要した爲竣功期限を昭和十二年七月三十一日迄に延長した。其後工事の都合に依り構造物の一部變更等の爲此亦不得已竣功期限を再延長して工事に鋭意努力した結果昭和十二年十月三十一日に竣功を告げた。

屏東水道總戸口給水戸口給水栓數累年比較表

年次	給水区域内總戸口數		給水戸口數		給水戸口數に對する給水戸口數比較%		給水栓數
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	
昭和十年	1,200	1,200	1,200	1,200	100	100	1,200
十一年	1,300	1,300	1,300	1,300	108	108	1,300
十二年	1,400	1,400	1,400	1,400	117	117	1,400
十三年	1,500	1,500	1,500	1,500	125	125	1,500
十四年	1,600	1,600	1,600	1,600	133	133	1,600

一一 臺東水道

年次	給水区域内總戸口數		給水戸口數		給水戸口數に對する給水戸口數比較%		給水栓數
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	
十一年	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	1,000
十二年	1,100	1,100	1,100	1,100	110	110	1,100
十三年	1,200	1,200	1,200	1,200	120	120	1,200
十四年	1,300	1,300	1,300	1,300	130	130	1,300

本水道は臺東街及び附近馬蘭社に給水せんとするものであつて水源を利家溪の溪水に求め給水豫定人口一萬人工費四十二萬餘圓總督府直營を以て昭和二年度以降三箇年繼續事業として同年七月工事に着手したが諸種の事情により昭和四年度末迄に全部竣功するに至らなかつたので昭和四年二月主要工事の竣功と同時に先づ給水を開始し残部の工事を翌年度に繰越し同五年三月全部の竣功を見るに至つた。序て本水道の維持經營を臺東廳に移管し當初は放任給水であつたが昭和六年より計量制に實施變更した。

然るに街の人口は逐年増加し給水不足を告げ且源水の涸濁甚だしきに因り之が根本策として昭和十年度に工費一萬七百五十圓を以て瀘過池の増設を施した。本水道は爾來廳地方費を以て維持經營に當りしが地方制度改正に依り昭和十二年四

月一日より其の維持經營を街に移管した。

臺東水道戸口給水戸口給水栓數累年比較

年次	給水区域内總戸口數		給水戸口數		給水戸口數に對する%		給水栓數
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	
昭和十一年	2,255	11,255	1,774	8,655	78.7%	78.7%	2,255
同十二年	2,255	11,255	1,774	8,655	78.7%	78.7%	2,255
同十三年	2,255	11,255	1,774	8,655	78.7%	78.7%	2,255
同十四年	2,255	11,255	1,774	8,655	78.7%	78.7%	2,255

一一一 花蓮港水道

本水道は市街の西方八軒餘沙婆瀨溪の上流より水を取入れ市街の東方米崙山に水源地を設け最初は給水豫定人口一萬人とし導水幹線は人口二萬人に對するの計畫を以て大正六年度より三箇年繼續事業として工事に著手したのであるが時局の影響を受けた爲め更に設計を變更し豫算の増加及竣功期限を延長して同十年十一

月竣功と同時に給水を開始した。而して其の總工費六十三萬餘圓を要した。然るに其後給水不足を告ぐるに至つたので之が緩和を計る爲昭和五年度に於て經費二萬六千九百餘圓を以て計量制實施し僅に緩和を圖ることを得たが之に蘇澳道路の開通と米崙築港事業の進捗とに依つて人口頃に増加し又給水不足を來したので其對策として工費二萬三千二百九十圓を以て調整井の位置變更をなし一日最大一千九百五十立方メートル増加の計畫の下に昭和八年六月著手し同年十一月竣工した。本水道は爾來廳地方費を以て維持經營に當りしが地方制度改正に依り其の維持經營を街に移管した。而して花蓮港築港事業の完成に伴ひ昭和十五年十月市制を施かれた程益々新舊市街共に伸展し人口著しき増加を致し隨て船舶及一般給水に勢ひ不足を生じ之が擴張計畫中の處昭和十二年度より三箇年繼續事業として給水豫定人口三萬人總工費七十一萬三千八百四十四圓を以て設計をなし擴張工事進捗中の處昭和十五年六月を以て竣功した。

花蓮港水道總戸口、給水戸口、給水栓數累年比較

年次	給水區域内總戸口數		給水戸口數		給水戸口數に對する比較%		給水栓數
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	
昭和十一年	四三三	一六六〇	三〇九	九七七	七〇	五九	三〇〇
同十二年	四三三	一七〇八	三〇九	一〇七九	七〇	五九	三〇〇
同十三年	四三三	一七〇八	三〇九	一〇七九	七〇	五九	三〇〇
同十四年	四三三	一七〇八	三〇九	一〇七九	七〇	五九	三〇〇

一三、馬公道水道

本街は元來日常生活に必要な飲料水に乏しく、多くは海水に等しい井水を使用しつゝあつたので保健衛生上脅かされること甚だしいものがあつた。依つて水道の設備を急務とし種々調査研究を重ねた結果地下深度地底一三六・三六米の鑽井を掘鑿し湧水を検査した所飲料水として好適なることを認められたので爾來數箇所を鑿井を設けて一部に給水して來たが工費多額を要する爲其の數を増加して一般に普及する事が出來ない状態にあつた。然るに大正十五年より是に具體的調査を開始した結果馬公道街紅木堀附近の地下水は水量豊富にして而も深度の掘鑿を要せずし

て湧出することを發見したので直に之を水源として給水するの計畫を樹て給水豫定人口二萬人とし經費三十五萬三千八百餘圓を以て昭和二年五月工事に著手同年八月竣工と同時に一般給水を開始した。其の後湧水量漸次減少し給水不足となり水源擴張の要を生じ現在同様の施設では多量の湧水を期待し得ざるを以て昭和九年度に於て給水豫定人口四千人として、壓縮空氣揚水工事に著手し同年竣工した。其後に於ける市街發展に伴ふ人口増加並に要港部への給水増加に依り偶々給水不足を生じ之が對策に給水豫定人口一萬人を見込總工費二十五萬圓を以て擴張工事を施行中の處工事上一部の變更を爲し竣功期限を延長して目下鋭意工事進捗中である。

馬公道總戸口、給水戸口、給水栓數累年比較

年次	給水區域内總戸口數		給水戸口數		給水戸口數に對する比較%		給水栓數
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	
昭和十一年	一〇七	四三三	一〇七	四三三	一〇〇	一〇〇	一〇
同十二年	一〇七	四三三	一〇七	四三三	一〇〇	一〇〇	一〇
同十三年	一〇七	四三三	一〇七	四三三	一〇〇	一〇〇	一〇
同十四年	一〇七	四三三	一〇七	四三三	一〇〇	一〇〇	一〇

第五章 都市計畫事業

第一節 沿革

從來本島の市街は支那式で道路の幅員狹く且曲折したる上に濕氣多く不潔甚だしく家屋の構造も亦通風採光聊かも考慮されざるを以て惡疫自ら發生する状態であつた。當局に於ても特に此の點に留意し明治二十九年臺北市街に排水工事を施行すると共に下水溝の設備に著手し次いで同三十年四月市區改正並に衛生施設に關する審査機關として臺北市區計畫委員會を組織し同三十三年に至り臺北市々區改正工事の一部と基隆市街の改正工事を併せて施行した。尙明治四十三年に全島の市街を統一的に改正するに就いての諮問機關として臺灣總督府市區計畫委員會を組織した。然るに本島に於ける都市計畫法制の必要は夙に論ぜられたる處であつたので昭和十一年八月二十七日勅令第二百七十三號及律令第二號を以て臺灣都市計畫關係民法等特例及臺灣都市計畫令の公布を見、又之が施行に關して同年十二月三十日府令第九號臺灣都市計畫令施行規則府令第一百十號臺灣都市計畫委員會規則及府令第一百一十一號臺灣都市計畫關係土地區劃整理登記規則等を公布され執

れも昭和十二年四月一日より施行された。次で昭和十五年三月三十一日府令第三十八號を以て委員會規則を改正し中央委員會は總督府に地方委員會は各州廳毎に之を置いた。而して今日まで都市計畫を確立し發表したるものは臺北基隆新竹臺中彰化臺南嘉義高雄屏東花蓮港宜蘭の十一市以下三十二街二十庄の六十三箇所であつたが本年度に於て新高港附近都市計畫を決定樹立した結果現在では六十一箇所になつた。(新高港附近都市計畫中に包含せる清水沙鹿梧棲の三街の既設都市計畫を廢止し新に右新高港附近都市計畫中に包含する龍井庄を加へた結果街庄數の減を見た譯である)是等の市街は何れも其の計畫に基づいて夫々工事を施行し本島多年の懸案たる各種の重要制度を確立し改隸前に比して著しく其の面目を一新し本島都市計畫行政上一新紀元を劃することゝなつた。

今從來の工法の概要を述べれば下水は開渠又は暗渠とし下水溝は道路の中心に小下水溝は道路の兩側に布設することゝし道幅は六十米以下各種のものを設け、其の兩側に各三六三米宛の歩道を設け之を停仔脚に利用することゝした。

從來道路の如き公共の用に供する土地は本島舊來の慣習として無償で提供して來たのであるが市區改正進捗し道路擴張するに伴ひ家屋の移轉を要するもの増

加し殊に逐年地價暴騰の爲地主は甚だしく損害を蒙るので、臺北市に於ては明治四十年度以降之を買収すること、し現在に至つて居る。其の他の市に於ても臺北市の例に倣ひ道路敷地は之を買収してゐる。

既往本島の都市計畫事業は前述の如く衛生改善に端を發し主として市區の擴張、變更、街路、上水、下水、公共建物の計畫其の他河川、運河、港灣の計畫等全島樞要の市街に互り豫想さるゝ將來の發展に對し、交通政策を基調として一定の計畫を樹て來つたのである。然るに經濟組織並に社會組織の變化は市街地として急激なる發達を促し、今や其儘の状態に放任するを許さざる實狀に至つた。殊に臺北市外十市の如き其の膨脹顯著なるものに付ては速に適當なる都市計畫を樹立する要ありと認め昭和四年より逐次測量調査に着手した。爾來各市街地に於ける都市計畫區域の擴張、都市計畫の改廢、變更を斷行し都市計畫事業亦顯著なる發展を遂げてゐる。

第二節 都市計畫と法令

由來都市計畫は交通、衛生、保安、經濟等に關して永久に公共の安寧を維持し福利を増進する目的を以て企圖せらるゝものである。

領臺以前に於ては街區の施設に付ては殆ど見るべきものがなく従つて法令等もなかつたが、領臺後直に市街の整頓に努め明治三十二年四月律令を以て臺灣下水規則並同年六月府令第四十八號を以て同施行規則を制定して下水道の統一、汚水の疏通を圖つて市街の清潔保持に努めた。同年十一月律令を以て市區計畫上公用又は官用の目的に供する爲、豫定告示したる地域内に於ける土地建物に關する件を制定して市區計畫の遂行を便ならしめ、翌三十三年八月律令第十四號を以て臺灣家屋建築規則並に四十年七月府令第六十三號を以て同施行規則を定めて市街の安寧整頓を期した。越えて四十三年、全島市區計畫の統一を圖る爲市區計畫委員會規定を制定し各地市街の改善計畫を諮り、翌四十四年七月通達を爲し(一)廳所在地の市街地(二)戸數千戸以上の市街地(三)市街地として新に市區を設置すべき土地に於ける一般市區改正の變更は勿論道路、下水の改修若くは廢設と雖も苟くも市區の計畫に屬する事項は詳細なる設計書、圖面及び理由を具して總督に稟申すべき旨を定め計畫上遺漏なからしむる事とした。然れども都市の發達は近來文明の興隆に伴ひ更に擴張の急を告ぐると共に近代都市として有すべき各設備の充實を促して止まない状態に至つた。これに對應するには基本法規の制定に俟たなければ之が決行上種々の支障あることを認め、昭和九年都市計畫に關する制度、計畫施設其他重要なる事項を

調査審議する爲總督府に都市計畫法施行準備委員會が設立され鋭意調査研究の結果本島に於ける産業の開發文化の向上其の他各方面の躍進に伴ひ都市の發展膨脹も亦著しく時代に適應する都市計畫法制定の急務なるを認め昭和十一年八月二十七日勅令第二百七十三號及律令第二號を以て臺灣都市計畫關係民法等特例及臺灣都市計畫令の公布を見又之が施行に關し同年十二月三十日府令第九號臺灣都市計畫令施行規則府令第一百號臺灣都市計畫委員會規則及府令第一百一號臺灣都市計畫關係土地區劃整理登記規則等を公布し孰れも昭和十二年四月一日より施行せられ次で昭和十五年三月三十一日府令第二十八號を以て委員會規則を改正し中央地方の二委員會制度とし中央委員會は總督府に地方委員會は各州廳毎に之を置き都市計畫の決定都市計畫事業の執行都市計畫事業の財源たる都市計畫税及受益者負擔の賦課徵收建築物の統制地域地區の設定土地區劃整理の施行等の制度の確定を見るに至り既往幾多の缺陷を補ひ以て多年の懸案を解決し本島都市計畫行政上の面目を一新した。

第三節 都市計畫の施行

従來市區計畫を定めて地方廳に於て告示したる市街敷は臺北市外五十三市街庄

を算出するも其の計畫は主として街路網及綠地計畫等に止まり完全なる都市計畫とは謂へなかつたが此の新法令施行後は近代的都市建設に則する綜合計畫を樹立し之を遂行しつゝある實狀であつて現在都市計畫區域及都市計畫決定市街庄は臺北市外十市及五十二街庄に及んでゐる。殊に臺北市外十市を始めとして市街の膨脹顯著なる他の主要都市に對しては其の都市に順應せる計畫を樹立する要があつて之が調査費として昭和四年度に於ては五千五百圓同五年度は一萬七千四百八圓同六年度は一萬九千八百圓同七年度より同九年度迄は年々一萬八千六百五十五圓同十年度は三萬六千三百三圓(都市計畫法施行準備費を含む)同十一年度は都市計畫調査費として一萬八千六百五十五圓に都市計畫施行に伴ふ經費として二萬六千九百五圓同十二年度に於ては都市計畫調査費一萬八千六百五十五圓都市計畫令施行に伴ふ府費三萬七千四百五十二圓及都市計畫事務從事職員充實に要する府費二萬一千三百三十圓同十三年度に於ては前年度の前者に同額なるも後者に三千八十一圓の増額を見同十四年度は都市計畫調査費一萬八千四百四十六圓都市計畫令施行に伴ふ府費三萬七千四百五十二圓及都市計畫事務從事職員充實に要する府費二萬四千二百一十一圓を認められた。昭和十五年度は新高港附近都市計畫調査を含む都市計畫

調査費七萬三千八百八十九圓、都市計畫令充實に要する府費に於て二萬四千二百十二圓を認められた。尙此の外都市計畫事業中重要なものに就ては事業費の四分の一を國庫より年々補助し本島都市計畫事業の促進に努力してゐる。

昭和十三年度に於ては嘉義朴子東港埔里の都市計畫測量調査を完了し同十四年度に於ては梧棲北投北斗鹿港の都市計畫測量調査北投北斗は完了を引續き十五年度に梧棲梧棲沙鹿清水龍井潮州鹿港に對し測量調査進行中である。

昭和十四年度に於ける都市計畫の實績を述べれば先づ臺灣都市計畫令第二條第一項の規定に依る都市計畫委員會に諮つたものなくも計畫令第二條第二項の規定に依り委員會を省略し追加及變更を決定せるもの七件同令第四條第三項の規定に依り實施計畫を認可せるもの三十件實施計畫の一部變更を認可したるもの一件合計三十八件に互る状態になつてゐる。

本島主要市街の都市計畫工事費を示せば昭和十四年度に於て百六十六萬七千三百八十一圓五十錢其の計畫樹立以降の累計實に二千三百五十四萬九千五百四十五圓六十四錢の巨額にして其の内譯左の如くである。

都市計畫事業費調

(昭和十四年度末現在)

市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	
基隆	宜蘭	花蓮	台東	嘉義	台南	高雄	屏東	新竹	苗栗	桃園	台北	基隆	
北	東	南	南	東	南	南	南	北	南	南	北	北	
市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	
計畫樹立年月日	明治三三、八、三	同四〇、八、五	同四〇、七、三〇	同九、四、六	同二〇、一、三〇	同二二、三、五	同四八、五、九	同四五、二、六	昭和一〇、七、一	同	同	同	同
起算年	明治二十八年	同四十二年	昭和六年	同九年	同十年	同十年	大正九年	同十年	昭和十年	同	同	同	同
前年度	九〇、六、九〇	一七、七、七〇	二、三、三〇	六、六、六〇	一、一、一〇	一、一、一〇	三、三、三〇	一、一、一〇	一、一、一〇	一、一、一〇	一、一、一〇	一、一、一〇	一、一、一〇
昭和十四年度	一、一、一〇	一、一、一〇	一、一、一〇	一、一、一〇	一、一、一〇	一、一、一〇	一、一、一〇	一、一、一〇	一、一、一〇	一、一、一〇	一、一、一〇	一、一、一〇	一、一、一〇
費計	九一、七、九〇	一八、八、八〇	三、四、四〇	七、七、七〇	二、二、二〇	二、二、二〇	四、四、四〇	二、二、二〇	二、二、二〇	二、二、二〇	二、二、二〇	二、二、二〇	二、二、二〇

新	家	玉	鳳	花	廣	屏	高	佳	西	蘇	學	新	鹽	斗	斗	林	北	嘉	寒
港	東	里	林	連	山	東	維	里	蝶	豆	甲	營	永	南	六	子	港	晏	南
庄	街	街	街	街	市	市	市	街	街	街	庄	街	街	庄	街	街	街	市	市
同	大	同	大	明	昭	大	明	同	同	同	同	同	同	同	同	大	同	同	明
一	正	一	正	治	和	正	治	一	一	一	一	一	一	一	一	正	一	一	治
一	二	〇	四	四	一	二	四	一	二	三	六	一	一	一	一	二	三	四	四
四	〇	八	七	三	三	一	五	二	一	二	一	一	一	一	六	四	七	七	七
二	九	二	七	二	〇	〇	一	四	九	四	〇	〇	〇	〇	七	二	三	三	三
五	九	五	七	九	〇	一	一	四	一	〇	〇	〇	〇	〇	八	七	九	九	九
大	明	大	昭	明	昭	大	大	同	同	同	同	同	同	同	同	大	大	大	大
正	治	正	和	治	和	正	正	同	同	同	同	同	同	同	同	正	正	正	正
十	四	十	元	四	十	六	六	十	十	五	十	十	十	十	十	十	十	十	十
三	十	一	年	十	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
年	年	年	度	年	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度
度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

一三三三

員	鹿	大	北	竹	埔	南	沙	碧	清	石	神	內	豐	彰	察	卓	大	三	銅
林	港	甲	斗	山	里	投	鹿	根	水	岡	岡	埔	原	化	中	湖	文	鍾	
街	街	街	庄	街	街	街	街	街	街	庄	庄	街	市	市	庄	庄	庄	庄	
同	同	昭	明	大	明	同	同	同	同	同	同	昭	同	明	同	同	同	同	同
一	一	和	治	正	治	同	同	同	同	同	同	和	同	治	同	同	同	同	同
一	〇	九	四	三	三	六	三	三	三	三	三	一	三	三	三	三	三	三	三
八	一	五	六	七	九	二	二	二	二	二	二	七	七	三	三	三	三	三	三
七	一	二	六	二	五	六	六	六	六	六	六	一	一	九	九	九	九	九	九
同	同	昭	明	大	明	同	同	同	同	同	同	昭	同	明	同	同	同	同	同
十	八	九	四	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
年	年	年	五	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
度	度	度	年	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度
度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

一三三三

馬	公	指	前	元、一〇、四	明治三十九年度	三〇、七、六〇	一、六、三、〇〇〇	三三、〇、七、六〇
			計			三、八、〇、〇〇〇	一、六、三、〇〇〇	五、四、三、〇〇〇

備考 花蓮港昭和十年度分には前年度繰越額 三、五、二、〇〇〇を含む

總督府に於て臺灣都市計畫に關する新法令に對し斯業者一般に周知徹底を計り都市計畫事業の圓滑なる進捗を期する目的を以て昭和十一年より全島都市計畫關係職員に講習會を開き爾來昭和十五年一月を以て第四回に亘る講習を了へた。講習期間として一週間乃至二週間なるも其間斯界の權威ある講師を招聘し之に指導したるを以て臺灣都市計畫令の活用都市計畫事業の施行等に裨益するもの甚大である。

第四節 主要市街の概況

一、臺北市

臺北市は臺灣の首都であつて清朝康熙五十七年(一三七八年)北路淡水營都司を置き北部臺灣に於ける政治の中心地をなして居た。其の後巡檢縣丞等の駐在地とな

り又同治十三年(二五三四年)には臺北府となり同時に臺北城を築造した。降つて光緒十八年(二五五二年)には臺灣省治の地となつてゐたが明治二十八年我領有に歸して總督府の所在地と定められた。

臺北は領臺當時既に一萬二千の戸數を有し政治商業の中心地として股賑を極めて居たが街衢の不潔甚だしく病毒全市に傳播するの現況であつたので明治二十九年先づ市内の下水改良を計畫して假下水を造り次で同三十年主要道路の下水溝を改築し同三十二年八月臺北城内市區計畫を發表して其の一部を實行した。明治三十八年十月には全市の區域面積七萬二千アール人口十五萬人を包容する計畫を立て爾來枚々として市區の擴張改正を爲したのであるが明治四十四年八月大暴風の襲來に依つて舊來の本島式建物の大半壊滅に歸したので當局は之を好機とし大英斷を以て近代的都市建設の計畫を樹て市内主要幹線道路の幅員を擴張し洋式三層樓を櫛比せしめ市街の面目を一新した。大正九年地方制度の改正に依つて市制を布き次いで町名を改正した。其の後人口は豫想以上に増加し昭和六年末に於て既に二十五萬人に達し住宅等も都市計畫區域内には建築の餘地が無いので根本的に其の區域を擴張するの要に迫られ昭和七年三月總面積六千六百七十六ヘクタール

ル昭和三十年末に至る豫定人口六十萬人を包容する大臺北市都市計畫を樹立し遂年鋭意工事進捗中である。其の主なるものは昭和十二年度より三箇年繼續事業として認可せられたる勅使街道擴築事業並に幸町樺山町東門町大安の各一部を含む所謂幸町土地區劃整理、勅使街道土地區劃整理及第三高女附近土地區劃整理其他の下水道新設又は街路の新設鋪裝事業等である。爾來本市に於ける都市計畫工事費として已に九百五十二萬圓を投じ年々都市計畫事業の發展に邁進しつゝある。昭和十四年度末戸數七萬二千八百四十四戸にして人口三十四萬百十四人である。

二、基隆市

基隆は元鷄籠と稱し〇〇清朝同治十一年(二五三二年)に隘基海防同知を置き基隆と改稱した。光緒十二年(二五四六年)劉銘傳巡撫使として來任するや治蕃の策を講じ産業を開發し人文の進歩に意を用ひ乃で治績大いに擧り基隆は港灣都市として重要な地位に置かれた。明治二十八年領臺後民政署を置き後基隆支廳となり同二十九年基隆辨務署を置き同三十四年基隆廳となり同四十二年臺北廳に併合せられ同地は又々支廳の所在地となつた。大正九年地方制度の改正に際して臺北州

基隆郡となり同時に市街庄制に依つて基隆街となり同十三年十二月市制を施行せられ基隆市となつた。本市は明治三十二年以來港灣の設備に多大の費用を投じて築港を完成し尙都市計畫事業も著々進捗し爾來工費百五十九萬餘圓を投じ市區の改廢擴張變更並下水道の新設道路の鋪裝或るは社寮町土地區劃整理等を斷行し來つた。斯の如くして人口の増加も目覺ましく都市計畫擴張の必要に迫られつゝあるを以て先づ之が實測調査を了へ昭和十二年六月十三日告示第九九號を以て都市計畫區域及都市計畫の追加變更を決定告示した。其の利用面積は約九百五十五ヘクタールにして豫定包容人口は約十三萬人昭和二十七年を以て飽和年度となる。昭和十四年末戸數二萬一千八百戸にして人口十萬百八十二人である。

三、宜蘭市

本市は往古哈子雞或は甲子蘭と稱し久しく化外の地として荒蕪に委せられてきたが清の乾隆年間漳人吳沙、漳、泉、粵三籍の流民二百餘名を率ゐり此地を開いた。嘉慶十七年噶瑪蘭廳の開設を見降つて同治三十一年宜蘭縣を置き始めて宜蘭の名を生ずるに至つた。

領後明治二十九年臺北縣の下に宜蘭支廳を置き翌三十年廳に改められ大正九年廳を廢し臺北州の下に宜蘭郡が設けられた。本都市計畫は昭和七年五月樹立を見た其の區域面積は一七四ヘクタール飽和人口二萬五千昭和二十八年を以て飽和年度とする。昭和十四年迄に投じたる都市計畫事業費は十五萬餘圓である。

四、新竹市

新竹市は昔竹塹と稱する一荒埔であつて荒茫として人煙殆ど影を止めず徒に蕃族の跳梁に委すに過ぎなかつたのであるが清の雍正元年(一七三三年)漢民族の移住に依つて漸次開拓せられ同十年始めて此の地に城寨を築造して政治機關を設け淡水廳と稱し市街を形成した。次いで光緒元年(一八七五年)臺北府の設置に依り新竹廳を置き竹塹は始めて新竹と改稱せられた。

然るに街衢不整不潔甚だしく市街としての體裁極めて不備であたのつて改隸後明治三十八年五月市區計畫を樹立し其の後數次に互つて市區改正工事を施行し道路の狹隘不潔等々改善せられ文化的諸施設も亦漸く備はり舊來の面目を一新す

るに至つた。尙近時商工業の發達著しく市としての條件具備するに至つたので昭和五年一月市制を布かれ其の後市勢の進展に伴ひ舊計畫を以てしては満足し得られない状態に立到つたので昭和十三年二月區域の擴張並に諸計畫の追加變更を決定した。爾來是等に對する路面の改良街路の新設又は改修鋪裝等に努め尙土地區劃整理も施行中にして現在では其の街衢の整備道路の擴大建物の美觀に鑑み實に新市街として面目を一新した。尙目下都市計畫事業に意を留め逐年斯業に豫算を建て諸工事に邁進しつゝある。本市に於ける都市計畫事業として工事費已に六十八萬餘圓を投じた。この區域の總面積は約千五百二十五ヘクタールであつて豫定人口約十萬人を包容し昭和五十六年を以て飽和年度となる。昭和十四年末戸數一萬一千六百六十四戸にして人口五萬九千九百八十三人である。

五、臺中市

臺中市は中部臺灣に於ける主要なる都市であつて往時東大墩と稱する一寒村に過ぎなかつたが同地方は肥沃なる平野を擁し中部米の産地として既に著名であつたので光緒十六年明治二十三年時の巡撫劉銘傳此の地に臺灣府を置き城寨築造の

計畫を建てたが同十七年臺北を省城と決定したので臺中城築造は中止せられた。然るに明治二十九年三月總督府官制發布と共に臺中縣を置き明治三十三年一月縣令を以て市區計畫を發表し、中部臺灣に於ける大都會と爲すの意氣込にて工事に著手したが財政上の關係にて完成を見ずして中止せられた。當時の計畫は規模頗る雄大であつて現在の臺北臺南縱貫道路に當る市内街路の重要幹線及び之を横斷する一部の街路は此の計畫に基づき施行せられたものである。當時は民家の建築尠く徒に雜草の繁茂に任せ恰も牧場内に道路あるが如き状態であつたが此の遠大なる計畫は現時の殷盛なる市街の基礎を爲さしめたものである。明治四十四年更に市區の擴張並改正の計畫を發表し翌年度から工費五十萬餘圓を投じて工事に着手した。其の後人口の増加商工業の發達に伴ひ交通四方に發達し市街は益々都市計畫區域線を突破して郊外に伸展するに至つたので、之が放任を許さず昭和九年十二月總面積一〇三八八四ヘクタール、昭和二十三年末に至る豫定人口十五萬人を包容する都市計畫區域の擴張を行ひ街路、公園、排水路、綠園を新設し統制ある發展を計畫してゐる。本年度に於ても街路新設に約九萬圓の豫算を以て工事に着手進行中で結局昭和十四年度迄斯業に投じた工事費百二十萬餘圓である。昭和十四年末戸

數一萬七千三百三十戸にして人口八萬一千六百十四人である。

六、彰化市

彰化市は昔半線又は半繞と稱し蕃人棲息の地であつたが清朝の物興以來その壓迫に堪へ兼ねた南支の泉州人並に漳州人等は本島に移住し多く此の地に據り中部臺灣文致淵源の地となつた。雍正元年(二三八三年)諸羅縣の一部即ち現在の臺南州虎尾郡及び臺中州大甲郡間の一圓を劃して縣を置き地名を彰化と改めた。

明治二十八年我領有となるや、臺灣總督府民政部臺中支部の下に彰化出張所憲兵屯所及び保良局を置き次いで明治三十年六月官制改正に依り臺中縣の下に辨務署を置き、明治三十四年十一月彰化廳となり明治四十二年には臺中廳に併合せられて支廳となつた。更に大正九年地方制度改正に依り臺中州の管轄となり彰化郡となつて同時に街となり昭和八年十二月二十日市制施行せられ彰化市となつた。

本市は明治三十九年三月市區計畫樹立されて以來交通商業の要地として經濟的發展を爲し日と共に殷盛となつた。従つて人口は増加し面積狹隘となり街の發展に副ふべき諸施設亦意の如くならざるもの多くこれが爲昭和七年九月隣接南郭、大

竹の二庄を併合し、當街管轄區域内に編入したる結果、面積六五五四方疋となつて翌八年十二月二十日市制施行せられ、同九年九月都市計畫測量調査に着手し、同年十二月調査終了と共に銳意之が計畫につき考究中であつたが、昭和十三年二月區域及計畫の追加變更を決定した約八萬人の人口を包容し得て、昭和五十八年を以て飽和年度となす計畫にして、區域の總面積は約二千五百十五ヘクタールである。昭和十四年度に於ても、街路の新設及擴張工事並に土地區劃整理事業に三萬五千六百圓を投じ、工事進捗中にして本年度迄には、新築に三十一萬餘圓を投じてゐる。昭和十四年末現在戸數一萬七百六十六戸にして、人口五萬八千四百九十一人である。

七、臺南市

臺南市は本島最古の都市であつて、今を去る三百餘年前既に市街を形成し、和蘭人に依つて城寨を築造され、政廳を置かれて相當に殷盛を極めて居た。尙清の順治十八年(三二一年)明の遣臣鄭成功本島に渡り、同地を首都と定むるに及び、益々繁榮を加へ、支那人の渡來多く、當時既に戸數二萬五千人を數へた。然るに極めて不規則に發達した支那式の市街であつたので、領臺後早くも市區改

正の必要に迫られ、臺南縣時代に地方費を以て衛生保健上の應急處置として、危險竝に不潔家屋の取毀しや、道路下水の改修工事等を行ふこととし、臺南廳亦之を繼ぎ、明治三十五年より同四十三年に至る九箇年間に工費十二萬九千圓を投じて、道路二千二百間、下水六百間を改修して一時を彌縫した。同四十五年七月愈々全市に互る市區改正計畫を發表し、更に大正四年五月市區の擴張並に一部計畫變更を發表して、大正十年には工費七十五萬圓を投じて、臺南安平間の運河及び船溜の工事を起し、同十五年には之を完成して著しく水運の便を計り、市の繁榮に資する處が多かつた。次いで昭和二年度及び三年度には、國庫より各年度八萬七千餘圓の補助を受け、壽町、末廣町、永樂町、南門町の市區改正工事を施行した。

斯くして都市は著々改善され、市勢日に日に殷盛に向ひつゝあるので、更に區域擴張の必要を認め、市街南方一帯の地を現在區域内に編入し、又既定計畫の一部にも變更を加へ、三十年後に於て人口十五萬人を包容し得る擴張計畫を樹立し、昭和四年五月州告示第二二九號を以て發表するに至つた。この總面積は約千十ヘクタールである。其後擴張計畫に則應した設備として、毎年國庫及び州の補助を受け、之が實施を計つて居る。本年度に於ても、街路の新設並に舗裝並に土地區劃整理の事業に十一萬

餘圓を投じ工事進捗中である。昭和十四年度迄に投じた斯業の工事費は二百九萬五千餘圓である。昭和十四年末戸數二萬七千四百四十三戸にして人口十三萬一千七十九人である。

八、嘉 義 市

嘉義市は元諸羅と稱したが清の乾隆五十一年(二四四六年)林爽文の亂に住民堅く義を守り落日の孤城を死守すること數月遂に克く平定の功を奏したので、乾隆皇帝深く其の義を嘉みし嘉義と改稱せられた。

昔嘉義地方一帯は草莽の地で土着平埔蕃族の中樞地であつたが、鄭成功本島に渡り臺南を首都と定め嘉義には天興縣を置いて行政を施き將來發展の端を拓いた。然るに鄭氏の志業中途にして成らず本島が清朝の領有に歸するに及んで政廳廢せられ一時興隆の氣運頓挫した感があつたが康熙四十三年(二三六四年)時の知縣宋永清更に此の地を縣廳の所在地と定め城寨を築き城内に市街を形成した。

然るに築城草創の際で城内の規距定まらず民屋亂造に委せた結果街衢錯綜であつた。其の後數代の知縣に依つて市區の改正秩序の維持に相當意を用ひられたが戦亂草創の際とて未だ完全の域に達しなかつた。

明治二十八年我領有に歸して嘉義縣を置き間もなく臺南縣に屬する辨務署となり更に同三十四年嘉義廳となり大正九年地方制度の改正に際して臺南州嘉義郡を置き同時に嘉義街となり昭和五年一月市制を施行せられて嘉義市となつた。かくて幾多制度の變革に因る影響を受け盛衰を免かれなかつたが依然として政廳廢所在在の地として不易の根底を有して居るのは同地が地理的天惠豊富なるに依存するものである。而して明治三十五年以來數次に亘り市區改正計畫並びに工事を施行し尙明治三十九年嘉義地方の大震災に依つて舊來の危險地に不潔家屋大部分倒壊したるを好機とし大々的の市區改正計畫を發表し第一期第二期に分ち數箇年の繼續事業として道路、下水の改修を徹底的に施行した。爾來枚々として市區改正事業を行ひたる結果日を追ふて股脈に趣き舊來の面目全く一新するに至り商工業も亦異常の發達を來し今や都市計畫區域も殆んど飽和状態に達せるを以て昭和十三年度に於て擴張計畫につき測量調査を爲し之が完了した。現在都市計畫區域總面積は三百八十ヘクタールである。本市の都市計畫事業は明治三十九年樹立以來既に百三十五萬五千餘圓を投じたが市區の膨脹人口の増加著しきものあるを以て現在に於ては大嘉義市の計畫に努力しつつある。昭和十四年末戸數は一萬八千八百二十

二戸にして人口九萬二百三十五人である。

九 高雄 市

高雄市は元タコサン社と稱する土蕃の部落であつたが往時より南部地方に於ける貨物集散の港として相當認められて居た。三百餘年前我國が南支南洋に遠征するに際して寄港した歴史もある。本港は清の咸豐八年(二五一年)基隆淡水安平と共に開港せられたものであつて當時は僅に戎克船を碇泊せしむるに過ぎなかつたのであつた。

領事後總督府は之が築港の計畫を構て多大の費用を投じて明治四十一年以降本工事を施行し又近年縦貫道路の開設成りて北部地方との交通は愈々股賑となり諸般の産業興隆し過去五箇年間に亘り平均人口増加率は七二パーセントの高率を示し殊に州廳舎を高雄川東畔に移築以來家屋の新築は州廳舎を中心として急速に増加し既定市區計畫の改善並に擴張の急務に迫られ昭和六年度には之が調査測量を了した。

茲に於て高雄川以東の舊計畫を廢止し同川以西の計畫に修正を加へ新に昭和三

十五年後の飽和人口三十二萬人と豫想する大高雄都市計畫を樹立するに至つた。然るに其の後人口の増加すると共に本島主要物産の輸出港として又南支南洋に於ける水産業の根據地として將又各種商工業地として本市が一大飛躍を見るに及び大高雄市としての近代的綜合都市計畫樹立の要に迫られ遂に昭和十一年八月、總面積約四千六百二十三ヘクタール飽和年度昭和四十年人口四十萬人を包容し得る大擴張計畫を決定したのである。更に昭和十三年六月には面積約五百十八ヘクタールに亘る土地區劃整理を決定し目下實施中である。本市は昭和十三年十一月本島最初地域制を設定した。本市に於ける都市計畫の樹立は明治四十一年六月にして爾來前述の如き帝國南進の要港都市として毎年繼續的に事業遂行に邁進し之に昭和十四年度迄に投じたる都市計畫事業費二百七十三萬八千餘圓の巨額に達してゐる。昭和十四年末戸數は二萬六千六百六十六戸人口十一萬八千四百三十五人に於て前年に比し七八%千人に付強の増加率を示し市街の膨脹と商工業の著しき股賑を極めてゐる。

一〇 屏東 市

昔阿猴と稱し人煙稀なる平野であつて今より約二百五十年前支那漳州人の移住

開墾された處であつた。

明治三十六年阿蘇を阿蘇と改め明治四十二年十月蕃薯寮廳恒春廳の二廳を併合して阿蘇廳となつた。大正九年地方制度改正に依り高雄州の管轄となつて屏東郡となり同時に街名を屏東と改められ昭和八年十二月市制の施行を見るに至つた。明治四十年には街路の一部改造並下水を開設されたのであつたが大正二年始めて都市計畫を樹立した。本市は州下高雄市に次ぐ大都市にして而も農産物の集散地であり又臺灣製糖株式會社の所在地なるを以て年々人口の増加著しく昭和七年末には人口三萬七千四百十八人となり市區の擴張計畫も亦其の必要に迫られ昭和九年八月測量調査を了し昭和十二年六月十三日告示第百十五號を以て都市計畫區域及都市計畫の追加變更を決定告示した。この區域の總面積は約千五百二十二ヘクタールにして豫定計畫包容人口は十萬人昭和四十二年で飽和状態となる計畫である。爾來之が斯業に邁進し街路の新設或は必要に應じて一部變更若くは街路の改修又は下水新設綠園の計畫或は街路の鋪裝工事等に昭和十四年度迄既に七十九萬餘圓を投じた。昭和十四年末の戶數一萬五千七十二戸にして人口五萬三千九百九十九人である。

一一 花蓮港市

本市は元アミ族の幡居せる地であつたが清朝末葉漢人の移住に依り小部落を成し新港街と稱へ領臺當初臺南縣臺東出張所後臺東廳の管轄に屬して居たが明治四十二年花蓮港廳所在地となり大正九年花蓮港街役場が設置せられ漸次發展の途を辿つたが昭和六年築港計畫樹立同十四年其の第一期工事完成に伴ひ市勢頗る活況を呈し昭和十五年十月二十八日を以て市制を施行せらるゝに至つた。本市の都市計畫は明治四十三年二月築港溪以南の現市街地の區域に樹立昭和九年に至り築港計畫は併ふ擴張計畫が樹立せられたが更に昭和十三年十一月米崙方面の工場地帯としての發展情勢に對應せる計畫區域並計畫の追加變更決定告示を爲し其後數年度の計畫一部變更を行つたが第十期工事完成に伴ひ更に計畫擴張の必要を生じたるを以て昭和十六年三月十二日決定告示を了した。本都市計畫に於ける利用面積は一六六〇ヘクタールにして豫定包容人口五萬人昭和三十八年度を以て飽和年度とする。

東部隨之の新興都市として昭和十四年度迄に投じたる都市計畫事業費八十萬二

千餘圓に達してゐる。

一五〇

一二 震災地都市計畫

昭和十年四月二十一日午前六時二分及び六時二十七分の二回に亘る大安溪中流域を震源地とする激震は新竹臺中兩州下に甚大なる被害を及ぼした。災害地域は新竹州下一市七郡三十三街庄臺中州下一市五郡二十六街庄及び蕃地の一部にして地震の爲死傷者は一萬五千二百五十五人に上り住家の全壊せるもの一萬七千九百二十七戸其他損壞を合つすれば五萬四千七百九十二戸を算し家屋家財の損害價額二千七百七十一萬七千餘圓と稱せられ本島有史以來未曾有の大慘禍を蒙つた。これを機として新竹州下にあつては苗栗竹東の二街及び大湖卓蘭銅鑼竹南後龍北埔公館三叉南庄の九庄臺中州下にあつては豊原清水梧棲沙鹿の四街及び神岡石岡内埔の三庄に都市計畫を樹立し之に準據して速に統制ある復興を計つたので現在では孰も舊態を脱し理想な新市街を形成してゐる。

第五節 市街地公園

市街地公園は都市計畫上至大の關係を有する條件にして都市生活上民衆に慰安

と休養とを與ふるものであつて特に本島の如き四時苦熱と鬪ひ比較的的身心に疲勞を感じしむること多き熱帶地にありては殊更然りとす。故に公園には十分なる地域を包有せしめ樹木花草類を栽植し池亭を配し博物館圖書館音樂堂歴史的營造物及び銅像の如きものを配置して園内を靜安閑雅ならしめ且遊樂の設備等をも具備して一般民衆をして日常自由に休養と慰安とを得せしむると同時に精神の涵養に資せしむべきである。

本島各地に於ては何れも領有當初より公園の設置に意を用ひ各地方廳長に於て公園管理規程又は取締規則を設けて之を管理保護して一般民衆の利用に供し以て漸次面目を改めつゝある。殊に臺北臺中臺南公園の如きは其の美觀歡賞すべきものがある。其の後大正九年制度改正と共に殆ど其の經濟を各地方團體に移し市街庄費を以て年々之が維持改善に努めつゝある。

現在全島の市街地公園は臺北公園外二十二箇所にして其の總面積三萬四千四百四十八アールを有するに至つた。之を列舉すれば左の如くである。

公園名	面積	建設費	開園年月	管理者
臺北公園	7,200	不明	明治四十一年	臺北市長
圓山公園	2,000	同	同	同
川端公園	2,000	昭和三十四年三月	同	臺北州知事
北投公園	2,200	大正元年十月	同	同
高砂公園	2,200	明治三十三年五月	同	基隆市長
宜蘭公園	2,200	同	同	宜蘭市長
新竹公園	2,200	同	同	新竹市長
大溪公園	2,200	同	同	大溪市長
文島公園	2,200	同	同	桃園市長
臺中公園	2,200	同	同	臺中市長
臺中水源公園	2,200	同	同	同
彰化公園	2,200	同	同	彰化市長
南投公園	2,200	同	同	南投市長
草屯公園	2,200	同	同	草屯市長
嘉南公園	2,200	同	同	嘉義市長
嘉義公園	2,200	同	同	同
虎頭山公園	2,200	同	同	新化市長

一五二

公園名	面積	建設費	開園年月	管理者
白河公園	1,200	同	大正十三年一月	白河市長
斗六公園	2,200	同	同	斗六市長
旗山公園	2,200	同	同	旗山市長
屏東公園	2,200	同	同	屏東市長
花港公園	2,200	同	同	花港市長
馬公街公園	2,200	同	同	馬公市長

一五三

（Faint vertical text, likely bleed-through or secondary information, mostly illegible due to low contrast and scan quality. Some characters like '公園' and '面積' are visible.)

第六章 國立公園事業

一五四

臺灣には世界に誇示するに足る國家的大風景に乏しからず即ち日本最高峯たる新高山を盟主とせる雄渾なる高山風景と鬱蒼たる「ベニヒノキ」の大森林とを以て傑出する阿里山、新高山、新高山一帯、豪宕卓拔なる大斷崖と風光明媚なる山岳とを以て聞ゆるタロコ、次高山一帯秀麗なる山容と豊富なる温泉を有する大屯山、桑等是れである。而して臺灣の如く炎熱の地にして四季の變化に乏しく心身の緊張を缺き健康を害し易き地にあつては如斯自然の大風景を保護すると共に之を開發して一般に利用せしめ心身の休養と保健の向上に資するは最も緊要の事である。

故に近時世上に於て國立公園設置の論漸く高く多數島民の之に對する欲求日に熾烈となり總督府に於ても亦之が必要なるを認め昭和八年六月國立公園調査會を設置し國立公園に關する重要な事項を調査せしめたが先づ國立公園法を本島に施行するを急務とし鋭意調査研究の結果昭和十年八月一日臺灣國立公園協會設立され更に昭和十年九月勅令第二百七十七號を以て臺灣國立公園委員會官制の制定、次いで十月府令第七十六號を以て國立公園法の施行を見るに至つた。昭和十一年

二月三日第一回國立公園委員會を開催し大屯、次高タロコ、新高阿里山の三景勝地を國立公園候補地として決定し之が區域決定に關しては特別委員會に附託し調査せしむることとした。

而して昭和十二年十月十八日臺灣國立公園委員會幹事會を開催し國立公園區域に關する打合を爲し引續き同年十月二十五日臺灣國立公園委員會特別委員會を開催し國立公園區域決定に關する審議を完了した。

斯様にして大屯、次高タロコ、新高阿里山の三國立公園の區域を決定するに至つたので同年十一月二十五日第二回國立公園委員會を開催し特別委員長の報告に基き審議の結果原案通り決定し、愈々同年十二月二十七日を以て本島最初の三國立公園を指定するに至つたのである。而して右指定と共に速に國立公園の保護及利用に關する根本計畫を樹立し之が事業を促進し國立公園設置の目的を達成する爲め昭和十三年度に於ては大屯國立公園に就て特別地域及制限緩和地區指定に關する外業調査を略完了した。昭和十四年度に於ては大屯國立公園に就き歲年度に引續き調査をなし第三回國立公園委員會に附議すべく目下準備中である。

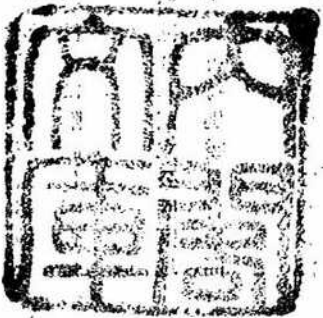
右三國立公園の面積を州廳別に示せば左表の如し。

一五五

公 國 名	關 係 州 廳	關 係 州 廳	總 面 積	指 定 年 月 日
大 也	臺 北	八、二六五	八、二六五	昭和十二年十二月二十七日
次 高 塔 口 口	臺 南 中 港	一、四一〇	二七二、五九〇	同
新 高 阿 里 山	臺 南 中 港	一、四一〇	一八五、九八〇	同
計	五 州 二 廳	四六六、八三五	四六六、八三五	

二五六

臺灣總督府 內務局主管 土木事業概要 終



昭和十六年五月二十日印刷
昭和十六年五月二十五日發行

臺灣總督府內務局土木課

臺北市太平町二丁目十八番地

印刷人 青 木 一 良

臺北市太平町二丁目十八番地

印刷所 三 和 印 刷 所